

平成26年第三回八丈町議会定例会会議録

議事日程（第2号）

平成26年9月4日（木曜日）午前9時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 散会時刻の決定
- 第 3 議案第61号 平成26年度八丈町介護保険特別会計補正予算
- 第 4 議案第62号 平成26年度八丈町後期高齢者医療特別会計補正予算
- 第 5 議案第63号 平成26年度八丈町国民健康保険特別会計補正予算
- 第 6 議案第64号 平成26年度八丈町水道事業会計補正予算
- 第 7 議案第65号 平成26年度八丈町一般旅客自動車運送事業会計補正予算
- 第 8 議案第66号 平成26年度八丈町病院事業会計補正予算
- 第 9 議案第67号 八丈町消防長の資格を定める条例
- 第10 議案第68号 消防救急無線デジタル化工事請負契約
- 第11 認定第 1号 平成25年度八丈町水道事業会計決算認定
- 第12 認定第 2号 平成25年度八丈町一般旅客自動車運送事業会計決算認定
- 第13 認定第 3号 平成25年度八丈町病院事業会計決算認定
(平成25年度八丈町公営企業会計決算審査意見書・企業会計決算書
・企業会計決算審査資料)
(平成25年度八丈町公営企業（三会計）経営健全化審査意見書)
- 第14 発議第 2号 憲法解釈の変更による集团的自衛権の行使容認の閣議決定に反対し、
撤回することを求める意見書
- 第15 議会運営委員会の閉会中の特定事件の調査活動について

出席議員（13名）

1番	山下 崇 君	2番	菊池 良 君
3番	岩崎 由美 君	4番	廣江 才 君
5番	水野 佳子 君	6番	山下 松邦 君

7番 菊池睦男君
 9番 山口英治君
 12番 長戸路義郎君
 14番 小澤一美君

8番 奥山幸子君
 10番 奥山博文君
 13番 土屋博君

欠席議員（1名）

11番 冲山宗春君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	山下奉也君	副町長	持丸孝松君
公営企業 管理者	關村三男君	教育長	佐藤誠君
消防長	瀬筒穰君	総務課長	山越整君
企画財政 課長	佐々木眞理君	課長補佐 (企画財政課)	菊池正勝君
税務課長	奥山勉君	主幹 (税務課)	川上明和君
住民課長	佐藤真一君	福祉健康 課長	笹本重喜君
課長補佐 (福祉健康課)	高野秀男君	建設課長	八洲進君
主幹 (建設課)	菊池良君	産業観光 課長	奥山拓君
主幹 (産業観光課)	笹本博仁君	企業課長	冲山昇君
病務院長	和田一宏君	教育課長	福田高峰君
会計課長	浅沼清君	代表委員	浅沼孝彦君
住民課 医療年金 係長	菊池拓君	企業課長 係長	大澤知史君
企業課 水道係長	桜庭郁也君	病院管理 係長	小宮山努君
病院業務 係長	佐々木まなみ君	企業課係 運輸自動車 運副主	佐々木正則君

事務局職員出席者

事務局長 浅 沼 房 徳 君 書 記 高 橋 太 志 君
書 記 沖 山 恵 美 君 書 記 山 本 良 太 君

◎開議の宣告

○議長（小澤一美君） おはようございます。

ただいまの出席議員は13名で定足数に達しております。よって、平成26年第三回八丈町議会定例会2日目は成立いたしました。

これより開会いたします。

議案説明のため、町長、副町長、企業管理者、教育長、監査委員、そのほか関係各課長及び職員の出席を求め、議事公開の原則に基づき傍聴人、報道関係者の入場も許可してまいります。

（午前 9時00分）

○議長（小澤一美君） これより会議に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（小澤一美君） 日程第1、会議録署名議員に、12番、13番議員を指名いたします。

◎散会時刻の決定

○議長（小澤一美君） 続いて、日程第2、散会時刻の決定についてですが、会議終了次第散会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小澤一美君） ご異議ないものと認め、ただいまのとおり決定いたしました。

◎議案第61号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小澤一美君） 続いて、日程第3、議案第61号 平成26年度八丈町介護保険特別会計補正予算を上程いたします。

説明、福祉健康課長高野補佐。

○福祉健康課課長補佐（高野秀男君） おはようございます。

書類番号3をお願いいたします。

1ページをお願いいたします。

議案第61号 平成26年度八丈町介護保険特別会計補正予算。

平成26年度八丈町の介護保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,724万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億7,068万7,000円とする。

(「文言省略」の声あり)

○福祉健康課課長補佐(高野秀男君) はい、省略させていただきます。

平成26年9月3日、提出者、八丈町長、山下奉也。

6ページをお願いいたします。

今回の補正につきましては、主に平成25年度決算確定によるものです。

まず、歳入についてご説明いたします。

5の支払基金交付金ですが、介護給付費として追加交付されるものでございます。

6の都支出金につきましては、今年度介護給付費準備基金からの繰り入れだけでは足りなくなりましたので、東京都より貸し付けとして受けるものでございます。

9の繰越金につきましては、前年度の繰越金です。

7ページをお願いいたします。

歳出になります。

2の保険給付費につきましては、高額医療合算介護サービス費の増による予算の組み替えでございます。

6の諸支出金ですが、8ページをお願いいたします。

償還金につきましては、決算による費用負担確定による国と支払基金への返還金でございます。

同じく、3の繰出金につきましても、決算による費用負担確定による一般会計への返還金となります。

歳入歳出それぞれ補正前の金額が9億4,344万5,000円、補正額が2,724万2,000円、合計で9億7,068万7,000円となります。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長(小澤一美君) 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

6番、山下松邦君。

○6番（山下松邦君） 6番、山下です。おはようございます。

本来なら一般質問でやりたいところだったんですけども、時間の関係で、質疑で老人保健施設に関する質問をさせていただきます。細かい字が入っておりますから、箇条書きにしてまいりました。

現在、八丈島の人口は7,945人であり、高齢化率は36%で、65歳以上の高齢者は2,857人です。特に、昭和22年から24年生まれの団塊の世代は768人です。この団塊の世代が第一線から引退して年金、医療、介護を支える側から、これらのサービスを受ける側にどんどん突入しているのが現状です。この団塊の世代の方々は、8年後から75歳以上の後期高齢者の世代に入っていきます。この方たちが、いつまでも元気で暮らしていただきたいと思いますが、残念ながら高齢者になればなるほど病気になったり、リハビリが必要になったり、認知症になったり、介護が必要な人が増えてきます。これら的高齢者対策が急務となってくることが予想されます。そこで伺います。

現在八丈島において、要介護3の方から要介護5までの方は、それぞれ何人で合計は何人でしょうか。このまま推移すると8年後以降の八丈島において、リハビリが必要な高齢者や認知症の高齢者、要介護のため特別養護老人ホームなどに入所が必要な高齢者はどのぐらいいると予想していますか、伺います。

それに対して、現状として八丈島において、特別養護老人ホーム100人定員が1カ所と、養護老人ホーム定員40人が1カ所整備されています。特別養護老人ホームには八丈の方だけでなく、青ヶ島や小笠原の方も入所していますが、現在八丈島において入所を希望する要介護者は何人ですか、伺います。全員が今すぐ入所が必要な介護者とは言えませんが、ともかく入所施設が絶対的に不足しているのが現状です。

高齢化が進むと、脳溢血や脳梗塞によって後遺症が残ったり、転倒して骨折をする高齢者が増えてきます。この方たちに対して、適切にリハビリを行うことによって、体の機能が回復すると言われていています。八丈町では町立八丈病院に理学療法士を配置していますので、医師の判断、管理の上、入院、外来患者ともに、必要なリハビリテーションが行われます。一方、介護保険分野でのリハビリテーション事業である介護老人保健施設、通所リハビリテーション、訪問リハビリテーションといった種別は八丈町に残念ながらありません。

将来的に八丈島でリハビリが必要な人、認知症の人、介護が必要な高齢者がどんどん増えていくことが予想されます。これらに対応できるよう、今から対策を講ずるべきと考えますが、町はどのような対策を考えておられますか、伺います。

○議長（小澤一美君） 福祉健康課高野課長補佐。

○福祉健康課課長補佐（高野秀男君） それでは、ご質問のほうにお答えしたいと思います。

まず1点目、要介護3から5の方は、それぞれ何人いて、合計で何人いらっしゃるかということですが、7月末時点での要介護認定者数ですが、全体で599名いらっしゃいます。そのうち要介護3の方は80名、要介護4の方は87名、要介護5の方は69名で、合計236名になり、認定者の約4割に当たります。

2点目の特別養護老人ホームなどに入所が必要な高齢者はどのくらいいると予想しているかということですが、入所希望者についても一緒の答えになってしまいますけれども、よろしく願います。まず、こちらのほうに関しましては、同じ要介護度でもその方の状態像は1人1人異なります。要介護度が軽い方でも家族がいないため、在宅サービスだけではその方を支えることが難しいケースもあれば、要介護度が重くても家族での介護や在宅サービスを利用し、最後まで在宅サービスを希望される方も当然いらっしゃいます。

そのため、要介護度や認知度で一概にどれくらい入所希望者がいるのかというのを予想するのは難しいところです。計画の中ではニーズ調査や現在の特別養護老人ホームの利用者数を参考に推計していきたいと考えております。

以上です。

○議長（小澤一美君） 6番、山下松邦君。

○6番（山下松邦君） 再質問をさせていただきます。

東京都福祉保健局の発表によれば、平成26年6月時点で介護保険の認定別の要介護高齢者の割合は、要介護3で2.2%、要介護4で2.1%、要介護5で1.9%となっており、合計すると6.2%になっています。これによりますと、高齢者人口の1.9%が要介護5の認定を受けているということになります。また、特別養護老人ホームに入居できる対象は、要介護3から要介護5の高齢者です。そうすると現在八丈島において、高齢者で特養ホーム入所の対象となる人数は2,857人の6.2%ですので、177人となります。

同じく都の発表によると、認知症高齢者が今後ますます増えてくると言われています。平成25年1月時点で、都福祉保健局の発表によると、要介護認定を受けている方で認定症状が出ている高齢者の割合は13.7%だそうです。これは高齢者人口の13.7%の人が認知症ということ。そうしますと八丈島において認知症の高齢者が何人いるかということ、391人です。2,857人の13.7%で391人となります。

さらに、都福祉保健局の発表によると、高齢者のうち訪問リハビリを受けている割合は

0.25%、通所リハビリを受けている割合は0.88%です。これは、高齢者人口に対する利用者の割合です。なお、これには入所施設でリハビリを受けている人は含まれていません。これによれば、八丈島でリハビリを受けている高齢者は32人となります。

以上のように、八丈島において、都の統計で見ると、1、特別養護老人ホームの入所対象者は177人、2、認知症状の高齢者が391人、3、リハビリを受けている高齢者が32人となります。

そこで伺います。現在、認知症の高齢者は何名でしょうか。

○議長（小澤一美君） 福祉健康課課長補佐。

○福祉健康課課長補佐（高野秀男君） 現在の認知症の高齢者は何名かということで、お答えいたします。

ことし4月のデータになってしまいますが、介護認定者数598名中、認知症高齢者の日常生活自立度が2A以上の方は379名で、認定者数の約6割に当たります。日常生活自立度2Aとはどういうものかといいますと、家庭以外、例えば外出なんかしたときの場合を指しますけれども、家庭以外の場所でも認知症状があらわれるようになってきた方を言います。また、この379名という数字は、医師の診断した結果によるものでございます。

以上です。

○議長（小澤一美君） 6番、山下松邦君。

○6番（山下松邦君） そこで、町長に伺います。

高齢化が進み、要介護者や認知症、リハビリが必要な人がどんどん増えていくことが予想されます。高齢者も障害者も誰もが安心して暮らせる八丈町をつくるのが大事です。しかし、現在の特養ホームや養護老人ホームだけで対応できるのかどうか、所見を伺います。

現在、これらの課題に対応するには、老人保健施設が必要であると考えます。老人保健施設とは、脳溢血や骨折をした高齢者の方が病院で治療した後リハビリが必要な方が、病院からリハビリを行うため入所し、3カ月から6カ月間訓練を行ったり、介護が必要な人を世話する入所施設です。脳溢血や骨折した後すぐにリハビリをすれば、機能が回復するそうです。機能が回復する老人保健施設は、リハビリをして、ある程度回復をした段階で自宅に返す役割を担っています。

また、老人保健施設は自宅復帰を目指すリハビリ施設です。特養ホームに入れない高齢者で家族が介護できない人を、事情に応じて受け入れることが可能な施設です。認知症の高齢者を受け入れたり、ショート・ステイの機能を持ち、家族が休養をとったり、東京に出かけ

ることもできます。

今後、八丈島には老人保健施設が必要だと思いますが、町長はどのように考えられますか、伺います。

以上です。

○議長（小澤一美君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（笹本重喜君） 議員提案の老健施設の必要性というのは前から話題となっております。いろいろ私も説明しておるんですけども、例えば老健施設を建てる場合、前から言っておりますが、大体100人規模以上じゃないと採算が合わないということでございます。それで、やっぱり今の八丈町の施設の状況から見ると、もう私の考えとしては、保険料との兼ね合いもありまして、これが結構限界だろうということでございます。

それで、100人規模は建てたとしても、今現在老健に入っている方、東京で老健に入っている方は11名でございます。それなんで、100名が必要かということ100名までは必要がない。それで、老健を建てた場合、逆に無理やりいろんな方を入らせた場合、一つの例で申し上げますと、介護度4で今特養に入っている方の平均が25万円程度。それで、向こうの老健に入っている介護度4、これはあくまで例ですけども、31万かかります、1カ月。そうすると、100床つくるとなると、これは前に例で出したんですが、1人360万かかります、31万だと。そのうちの保険料で、来年からちょっと変わりますけれども、22%を負担しなければならない。360万の100人というと3億6,000万、これの22%というとなんと7,200万ですか、それを2,800人で割ると、それこそ数万円上がってしまう。これはちょっと八丈の住民にとってはちょっとたえられない。

実際、介護利用者数というのは、大体7人に1人ぐらいだと考えています、八丈の場合。そうするとその1人の方を面倒見るのに、7人でその1人の方を支えなきゃいけない。国民年金と一緒にすよね、いわばね。そうになると、とてもじゃないけれどもそれを支えるだけの余力がない、ということは、じゃ八丈はどうするかということですね。八丈の場合はやっぱり病院の急性期医療、あとはショート・ステイ、その辺も組み合わせながら、やっぱり介護予防にも今から力を入れていきますし、その辺のことを組み合わせながらやっぱり対応するしかないのかなと思っております。

確かに向こうの老健施設で、老健施設というのは基本的には3カ月から6カ月で自宅に戻るまでの一時的な施設です、もともとはね。そうすると、そこで自宅に戻れない方が向こうで老健施設を転々としている方、本当に気の毒なんですけれども、そうすると確かに八丈と

しては5床とかそういう規模でやってくれるところがあればいいんだけど、それはちょっと難しいということで、その辺はじゃ町としてその代替案といたしますか、その辺を考えていかなければならないと思っています。

議員おっしゃっている必要性というのは、私も多少は感じておりますけれども、実際に建てるとなると、そのほかに例えば人材の問題、向こうから人材が、何人要るかというと専門的な職員が35人以上は要ります。そうすると、こっちのそういう施設から引っこ抜かれちゃうと、こっちの施設が逆にもたなくなるので、向こうから連れてきてもらうしかないですね。そうすると住宅問題も出てきます。この辺もいろいろ加味しますとちょっとこれをすぐ、必要性を感じるけれども、すぐ建てるというのはなかなか難しいと考えておるのが実情でございます。

よろしく申し上げます。

○議長（小澤一美君） 町長、この増設建て増し、いかがですか。

○町長（山下奉也君） 今、健康課長から申しあげましたように、いろんな絡みがございます。

それで、やっぱり団塊の世代がその対象になった場合、やっぱりピークを迎えると思います。その後は減ると思うんですけども、ただ、今の養和会の特養と養護の施設をどうするかという部分と兼ね合わせて、今、健康課長は結構難しい、保険料の問題とかいろいろ難しいという部分がありますけれども、やっぱり先も見越した上で特養を増やしていくとか、そういう部分で具体的に話を進めないで、いつまでもこれは進まないと思います。あと病院の関係、病院で急性期医療、早くやるという方針は出ているんですけども、まだ実際やっていない部分もあります。

そういう部分の人数等兼ね合わせて、ぜひこれは取り組んでいきたいなと思っていますけれども、やっぱり老人福祉施設については非常に経営的に難しいんじゃないかなと考えておりますので、特養を増やすか、養護を減らして特養を増やすか、その辺の方針を決めて進めていきたいと思っていますので、まず事務的にも難しい難しいと言っていると、いつまでも今の養護の施設があんな老朽化して、人数も確かに減っておりますので、そういう部分は議会を含めて総文の関係とか含めて、役場も事務的、あと今の養和会の事務の方々とも相談しながら、これを進めていきたいと考えておりますのでよろしく願いいたします。

今、何人にするかとか、なかなか結論は難しい部分がありますので、よろしく願いいたします。

○議長（小澤一美君） 6番、よろしいですか。

○6番（山下松邦君） はい。

○議長（小澤一美君） 高野課長補佐。

○福祉健康課課長補佐（高野秀男君） すみません、先ほどの松邦議員の質問の中で1点、回答していないものがありましたので、すみません、回答させていただきます。

リハビリに対する将来的な町の対策についてというご質問のほうがございました。松邦議員ご指摘のとおり、通所リハビリテーションなどは八丈島にはございませんが、特別養護老人ホームや通所デイ・サービスでは機能訓練指導員を配置することで、理学療法士や看護師、柔道整復師、あんまマッサージが機能回復訓練を実施しております。年齢とともに自然に落ちる身体機能に継続的に対応する生活リハビリは、高齢者にとって大変重要だと思っております。介護保険ではこのようなレベルでのリハビリを行い、高齢者ができる限り能力を保ち、自律した生活を送ることを目標に実施してございます。介護予防事業は今後ますます重要になってくるため、第6期事業計画作成に向け、リハビリも含めまして介護予防事業として何が必要か、ニーズ調査等をもとに検討していきたいと思っております。

また、4月から、ご存じかと思いますが、機能訓練に特化した通所デイ・サービスが坂上で開所しております。

以上です。

○議長（小澤一美君） ほかにございますか。

10番、奥山博文君。

○10番（奥山博文君） 先ほど歳入のほうで、足りなくなったから東京都から借りると、都のほうからね。結局これから先というのは相当介護保険料が上がるのが予想されますよね、この6次ではね。しかし、高齢者の方からの意見というのは、もちろん支えることはいいことなんだけれども、少ない年金から有無を言わず引かれるわけですから、健康なお年寄りからすると、何でこんな高いの、介護保険がと。ましては、この40歳から介護保険を払うわけなんだけれども、一番子育てとかお金のかかるとき引かれるわけだから、幾らまで上がるのかなと、それが物すごい心配なんですよ、課長らの答弁を聞いていると。

いいですよ、施設をつくって、介護していくのももちろん必要だとは思いますが、八丈は今四千幾らぐらいか、それがどこまで上がっていくのかなというのが物すごい心配なんだけれども、この6次に向けた金額というのは今計画していてどれぐらいまで上がる予想ですか、大体。

○議長（小澤一美君） 福祉健康課高野課長補佐。

○福祉健康課課長補佐（高野秀男君） 介護保険料に関しましては、やはり一番関心のあるところだと思います。今回の補正にもあるように、介護給付費は第5次計画の数値を上回っているような状況で伸びてございます。

今、介護保険料は基準として月4,600円になっておりますけれども、この給付費の伸びからもわかるように、当然保険料は上げなければならないというふうに考えてございます。まだはっきりとした数字というのが、これぐらいになるだろうという数字は、まだ平成26年度が、はっきりとした給付費がわかっていないから、3カ月、4カ月ぐらいの数値になりますので、これぐらいという数字を出すのはまだ早い段階にはありますけれども、本当に今の8段階、給付費がちょうど8段階あるわけですが、その中の4,600円というのを基準にすると、本当にあくまでも概算にすぎませんが、1,000円から1,500円の間になるのかなというふうなことは思っております。

以上です。

○議長（小澤一美君） 10番、奥山博文君。

○10番（奥山博文君） 今、国民年金もらっているのが大体六十何万、年間、70万あるかなしかぐらいだよ。それで月1,500円上がると1万8,000円、結構なかなか大変な生活になっていくんじゃないかと、お年寄りだね。制度がそういう制度だから、いろんな施設をつくればもちろん介護保険料というのはぼんぼん上がっていくと思うんですよ。これはどういうふうにしてやっていくのか、それは介護保険料を払う人が1万円でもいいですよ、2万円でもいいですよという方が大勢いけばまた別なんだけれども、年金だけで生活している方というのは結構今でも、何でこんなに引かれなくちゃいけないのという意見も多いので、そこもちゃんと酌んで、こういう政策というのはやっていただきたいと思っておりますのでお願いいたします。

○議長（小澤一美君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（笹本重喜君） すみません、お答えします。

来年度、第6次の事業計画から、課長補佐が1,000円から1,500円ぐらいは上がるのではないかと予想をしております。来年から社会保障のプログラムが、この法案が通りますと、来年から、今まで50%の軽減だったものを、70%、50%、30%、これに変えるという法案も多分出ると思います。

その場合に、やっぱり低所得者に対してはどれぐらいになるのか、それがどのぐらいの影響を及ぼすかわからないんですが、そんなに上がらないようになればいいなという考えでお

ります、70%の減額ですとね。とか、50%とか。今まで減額がなかったものが30%とか50%の減額があれば低所得者の方に対しては、上り幅が少なくできるのかなと思いますけれども、総合的な、相対的な保険料の大枠というものは決まっておりますので、これをやっぱり高所得者の方から取らなければいけない、やっぱり。

そうなると、どっちかという低所得者対策はできているけれども、高所得者の方に対してはちょっと保険料がぼんと上がってしまう可能性がありますので、その辺も今後総文とか議会の方にご説明しながらやっていきたいと思いますが、その辺もありますので一概に低所得者に対して1万8,000円上がるということはどうなのかなという感じがします。

○議長（小澤一美君） 10番、奥山博文君。

○10番（奥山博文君） 結局年金だけで生活していて、家を持っていて、固定資産税は納税します、それで介護保険料がもし上がって、大体さっきの話だとぼんぼん上がっていくでしょう、これから。今の施設をつくっていけばね。介護保険でまず年金の1割を引かれます。それで、家、土地持っていれば固定資産税も支払わなくちゃいけない。そうすると、本当、年金生活者というのは、ええっと思いますよ。

本当によく考えてもらわないと、固定資産税払わなければ徴収係が来てやるわけだから、そこいら辺も考えて、これから考えてその福祉のほうもやってもらわないと。福祉は本当に必要だと思うけれども、今の制度がこういう制度だから、これから大変になっていくと思うんでよろしくをお願いします。

○議長（小澤一美君） 要望ですね。

○10番（奥山博文君） はい。

○議長（小澤一美君） ほかにございますか。

菊池睦男君。

○7番（菊池睦男君） 今の問題での関連なんですけど、その財源対策ということなんだけれども、その介護制度が今回大きく変わっていくわけなんだけれども、それに対して国側も一定の措置をしようとしているんですよ。それで、その低所得者の保険料軽減策ということで初めて公費を投入したと。国が2分の1、都が4分の1の負担ということだから、自治体が4分の1を負担するんだらうというふうに思うんだけど、このやっぱり新しい初めて公費を投入するというふうに言われているんですよ。その件をどういうふうに考えておるのかということと、あと一つは、今回参議院の附帯決議で、やはりそこは財源の確保を含めた必要な支援を行うことということで、国に対して求めているんですよ。

だからこういうような動きも連動させながら、黙って国がやろうとしているその福祉切り捨てに依っていたのでは、いつまでたってもこの悪循環から抜け出せないということがあるんです。だから運動する一方、国もそういうような施策を準備しているというふうに、私の持っている資料にはあるんだけど、どうですか、そのところは。

○議長（小澤一美君） 高野課長補佐。

○福祉健康課課長補佐（高野秀男君） 今、低所得者への国または都からの補填というお話で、私も先日、東京都のほうの会議のほうに出席しまして、国のほうではやはり介護給付費が伸びていて、全国的に介護保険料が上がるだろうという見込みの中で、低所得者への介護保険料の負担を軽減するという意味で、ある一定の基準を設けまして、補填額を出すというふうなお話は伺ってございます。

まだ、これから細かい説明等も入ってくると思うんですけども、八丈町のほうでも年金収入が80万ぐらいの方というのが、全体のやっぱり30%ぐらいを占めてございます。大体その30%ぐらいの方が、この負担軽減の対象者になってくるのかなというふうに考えてございます。

○議長（小澤一美君） 7番、菊池睦男君。

○7番（菊池睦男君） じゃ、その件はまだ制度が動かないと何とも言えないということなんだけれども、そういうこともにらみながら考えていきたいというふうに思うんです。

あと一つは別件なんだけれども、前にも聞いたんだけれども、そのショート・ステイの増床問題なんだけれども、これは養和会が中期計画を作成中なので、そこで町とすり合わせて町のほうからもそういう要望をするという話だったんだけれども、この進展ぐあいはどうなっていますか。

○議長（小澤一美君） 福祉健康課高野課長補佐。

○福祉健康課課長補佐（高野秀男君） ショート・ステイに関しましては養和会のほうで実施しておりますけれども、養和会のほうでも今後また事業計画の中でサービスのことを、また計画の見直しを図るということをお伺いいたします。当然、ショート・ステイにつきましては従来から幅を増やせないかとかと、そういうふうなご意見もあり、養和会のほうでもその辺のことは重々理解してございます。

ただし、やはり人材、また施設、そういうふうないろんな問題等もございます。実態調査の中でも、やはり限られた在宅サービスの中の一つにショート・ステイがあるわけで、それを希望する声も当然ございます。

また、養和会のほうで計画を策定する中で、町からも住民のニーズとしてこういう声がたくさんあるというふうなことを訴えていきたいというふうに思っております。

○議長（小澤一美君） 7番、菊池睦男君。

○7番（菊池睦男君） 強く要望は主張して、そういう希望がかなうような制度にしてほしいなというふうに。

それから、きのうの一般質問での積み残しについてちょっとお尋ねしたいんだけど、私、きのう孤独死のことについて質問したんだよね。答えの中でいろいろ整理してみたんだけど、結局そういう独居老人であるとか、高齢者世帯についての相談の窓口であるとか、受け皿としては老人クラブであるとか、社協であるとか、民生委員であるとか、介護保険運営協議会というのが大体窓口になっているというような話ですね。

それで施策としては、見守り隊であるとか、声かけ運動であるとか、サロンあるいは高齢者実態調査をして、その中で緊急なサービスを求めている人を連絡してもらって対応するとか、そういうような話だったですね。

そういうことでやっているというようなお話なんですけど、でもそういう中でもきのう紹介したように、この夏も死後発見されるという痛ましい事故が何件も生じているわけですよ。これについてどういうふうに把握しているのか、これはじゃどういうふうにして今度打開していこうとしているのか、具体的にはどこを、どういう手を打てばそういうようなことがなくなるのか、そのところをきのう詰め切れなかったのでちょっと答えてください。

○議長（小澤一美君） 福祉健康課笹本課長。

○福祉健康課長（笹本重喜君） きのうもお答えしたとおり、将来的には今まだ社協なんかは始まったばかり、声かけ運動から始めて、将来的に見守り隊に発展させていきたいということで、今のところはきのう言ったとおり、老人クラブの方の友愛訪問ですとか、あとは民生委員の方とか、緊急の事態の場合は町とか地域包括が、この人がちょっと危ないよというときは見に行くとかという体制で今行っていますが、これは今の体制をだんだん底上げしていくしかないと思うんです。

それまでの対策としては、やはり亡くなった方の一例でいいますと、その方たちも実は全く入っていなかったわけではございません。週3日の訪問介護とかも入っていた方も残念ながらそうやってお亡くなりになった方もいらっしゃいます。それなんで、24時間なかなかついていないということは難しいので、それにはそういう、この方がちょっとこのごろおかしいなと思ったらやっぱり民生委員とか、地域の方々から地域包括ですとか、私らの福祉健康課

のほうにやっぱり連絡していただいて、そこで対応していくということで対応していくしかないのかなと思っております。

○議長（小澤一美君） 7番、菊池睦男君。

○7番（菊池睦男君） それは、24時間対応は難しいと言うんだけど、死後数日してから発見されるということだから、24時間なんて短期の問題じゃないんですよ。

結局、打つ手がないと、極論すれば、そういうふうな形にしか受け取れないわけですよ。そういうような、現に痛ましい事件が起こっているんだけど、結局お話のようで、結局総合的に底上げをして対応するしかないということで、結局打つ手はないんだというふうに聞こえますよ。

だから私はこういうような状況を、その受け皿であるいろいろな機関にやっぱり提起して、議会でもこういう質問があった、住民の間はきのうも言ったように、自分らが一体あだんになるだろうと、これから先どうなるだろうという不安を抱えているお年寄りばかりなんですよ、どこに行っても話は。皆さんだってそうだと思う。今、有権者回りをしていると思うんだけど、話はもうその話で持ち切りだろうというふうに私は思っているんです。

それぐらい町場の中ではあるんだけど、それがさっき言ったような本当の受け皿になり得ていないという状況があるわけですから、そのところをちゃんとその受け皿に対しても、非常にこういう危機感があるんだと、緊急的にそのところに対応するように、もうちょっと知恵を絞ってやってくれと、そのためには町も財源を出すぐらいのことを言って、やっぱり解決していくようにしなければ、ただただ底上げを図られるまで待ってくれということでは、またこういうようなケースというのは起こってくるんじゃないだろうかというように思うんだけど、その点についてどう思いますか。

○議長（小澤一美君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（笹本重喜君） 議員おっしゃったように、数日して亡くなったというのは、前に坂上で1件、数年前ですかございました。それでやっぱり緊急性を持って町も対応しなきゃいけないということで、この見守り運動も、見守りのネットワークも広げていきたいということで、いろいろ今まだ始めたばかりということもあります。

ただ、町としては例えば高齢者実態調査の中で、この人の生活環境だとか、ちょっと態度とかおかしいなという方には、民生委員からちょっとチェックを入れてもらっていますので、その辺も町が、そういうところに直接動くところは町とか地域包括しかないんですけど、それで対応していくと。今は死後1週間も見つからないというのはまずはないと思っています。

すが、例えばそういうお悩みを持っている方、例えば介護の認定を受けていない方でもそういうお悩みを持っている方がいると思うんですね。そういう方には、例えば相談窓口をちょっと開いてみるとか、そういういろんな対策はちょっと考えていきたいと思っておりますのでよろしくをお願いします。

○議長（小澤一美君） 7番、菊池睦男君。

○7番（菊池睦男君） 人材もない、財源もない、そういう中での話なんですけれども、ひとつぜひきめ細やかな対応をしていただきたいなというふうに思います。

それとあと一つは介護保険……

（発言する者あり）

○7番（菊池睦男君） 今からちょっと介護保険の本論を話しして、それからどうぞ。まあゆっくりやりましょうよ。

今回のその介護保険の最大の改正点、我々はこれを改悪と言うんだけれども、それはまず要支援1、2の訪問介護と通所介護を地域支援事業に移すということが言われているわけですね。

ちょっと言葉の問題でわからないことがあるので、ちょっと教えてほしいんだけれども、これを、訪問介護や通所介護を予防給付というわけですね。その予防給付という言葉の意味を教えてほしいということと、あと地域支援包括支援センターというのがあるわけですが、これはあれですか、特養の中にある、町が委託して事業を行ってもらっているわけだけれども、そのことを言っているわけですね。

○議長（小澤一美君） 福祉健康課高野課長補佐。

○福祉健康課課長補佐（高野秀男君） 27年度からの介護保険制度の中で、今議員がおっしゃいましたとおり要支援1また要支援2の方が、地域支援事業という新しく創設されるほうに移行されるというふうに言われております。ただしこれは3年間の経過措置がございまして、八丈町のほうでは最終年度、平成29年度までに事業のほうを固めたいというふうに考えてございます。

ご質問の予防給付に関しましては、要支援1、要支援2で介護サービスを利用されている方が予防給付を受けているということになります。

また、地域包括支援センターにつきましては、八丈町のほうでトータル的な介護相談等を住民の方の総合的な窓口として、養和会の中に事務所がございまして、そちらのほうに町のほうで委託してございます。

○議長（小澤一美君） 7番、菊池睦男君。

○7番（菊池睦男君） 今回のその改悪の中身なんだけれども、その要支援者のサービス低下を絶対にさせない、しないというような決意で臨んでほしいというふうに思うんですね。第6期の事業計画、今作成中だと言うんだけれども、こういうことがどういうふうに俎上にのっていますか。

例えば、現在のサービスを継続できるのか。2つ目に、利用者のサービス選択が尊重されるのか。3つ目に、利用者の負担増はどうなるのか。そこいらあたりはどのような見通しで、その計画に臨もうとしていますか。

○議長（小澤一美君） 高野課長補佐。

○福祉健康課課長補佐（高野秀男君） 地域支援事業のほうなんですけど、今、国のほうで示されているのが訪問介護また通所介護のみを利用されている方は、地域支援事業の中でやっぴいこうじゃないかというふうなお話です。

ですから、今、八丈町の中で、例えば要支援2の方がいらしたとして、訪問介護または通所介護、それ以外にも例えば介護用品のレンタルとか、そういうふうなサービスを受けている方もいます。また、中には、少ないですけどもショート・ステイを利用されている方もいらっしやいます。そういう方は従来どおりの予防給付としてサービスを受けることも当然可能です。

その中で、訪問介護のみを利用したいという方も当然いらっしやるわけですが、そういう方に対して介護保険以外のサービス、例えばですけどもごみ出し支援とか、そういうふうな介護保険に当たらないサービス等も含めて、地域支援事業の中で介護予防をやっぴいよというのが国の今回の改正の趣旨だというふうに考えてございます。

また、利用負担につきましては、町のほうで地域支援事業に関しましては設定することになっております。設定に当たりましては、訪問介護、通所介護以外に八丈町のほうで何か違うサービスをメニューとして設けるとしまして、そういうのをトータル的に、じゃ幾らぐらいで設定するのかということで、金額を設定することになります。

○議長（小澤一美君） 7番、菊池睦男君。

○7番（菊池睦男君） そうすると予防給付を支援事業に移行して、保険給付から外すということは、つまり保険で今まで受けていたサービス料1割は当然受けられないわけだけれども、そうするとその受給者は全額本人負担になるということなんですか。まさかそうではないと思うんだけれども、その点と、なぜその予防給付を保険から外すんですか。外せばどうい

利益が自治体には生まれるんですか。つまり財政的に相当負担が軽くなるということだろうというふうに思うんだけど、その2点を教えてください。

○議長（小澤一美君） 高野課長補佐。

○福祉健康課課長補佐（高野秀男君） 失礼しました。少し回答のほうが抜けていました。申しわけございません。

財源のほうにつきましては、地域支援事業につきましては、国や都からのほう、補助金、あと町のほうの財源もプラスして、9割はそちらのほうで持つというふうな形になるかと思っています。

予防給付になって何か、どういうふうに利用者の方が変わるのかということですが、先ほども少し触れましたが、既存の介護サービス以外にも、違うごみ出し支援とか、そういうふうなのをニーズに応えたようなものを、町のほうで利用者の方にサービスを受けてもらうというふうなことで、なるべく介護度を上げない仕組みをつくってくれと、そういうことで地域全体でのお年寄りを支えるシステムを構築していきなさいというふうなのが、一番のその地域支援事業の狙いだと思っています。

（菊池（睦）議員「利用料、使用料はどうなるの」の声あり）

○福祉健康課課長補佐（高野秀男君） 利用料につきましては、今の介護保険料と一緒に1割負担というふうになるかと思っています。

○議長（小澤一美君） よろしいですか。

9番、山口英治君。

○9番（山口英治君） 課長ね、この介護保険に40歳から加入して、ただ問題はこの資格を、ちゃんと支払っていないと資格を失っている方がいるのかどうか。いろいろなことで、恐らくいないのかなと思うんで、そこいら辺はどうなんですか。

○議長（小澤一美君） 高野課長補佐。

○福祉健康課課長補佐（高野秀男君） 例えば介護保険料を滞納等した中で、資格を失うということはありません。

（山口議員「いないの」の声あり）

○福祉健康課課長補佐（高野秀男君） はい、いません。

○議長（小澤一美君） 9番、山口英治君。

○9番（山口英治君） なぜ私が前座でそのようなお話をしたかというのと、課長、課長がにこにこ笑っているんだけど、いつもの話ですが、いわゆる国保で徴収するわけですよ。そ

れで国保を滞納している方も権利が得られているという事実は、国保会計の中で滞納額が増えている大きな一つの問題点であるという認識はよく考えてほしい。結局そうして一般会計を痛めるわけですよ、今後。ある程度方向として、一般会計で国保会計の均衡予算も使わなくちゃいけない、何もしなくちゃいけない。だから増える一方というのはここに徴収のほうもあります、実態というのがやっぱりそこいらが変な話なんですよ。払っていないのに権利だけがあると、こういう話を議会でやると、それがタイムスなんか載ると非常に困るんです、じゃ俺も払わないやなんていったらね。

だから本来のものは、払わなかったら資格を失いますよという制度なの、これは。ところが抜け穴があって、そういうのは全て一般、国保会計で徴収しない、その中で我々がちゃんと払った人の国保から払っていない人の、それが実態なんですよ。数字も前にいろいろ議論しましたが、そこいらもよく把握して。それでもともこの介護保険、あれの法というのは、在宅支援なんですよ、介護の。あれ、町の方向として、確かに施設介護のほうに向かえば保険料も上がります。ただ、保険料にしても定額、先ほど言ったように用途はある程度緩和されるけれども高額、いろいろ資産割なんかもあるのかな、資産割はないよね、これにはないよね。だから結構違ってくるわけ、収入によって。

だから実際これをどうやって上げないための施策をするかと。例えば今、病院の中でも療養型の病床をつくるとか何とかというのも一つの考え方かなと。あと養和会と例えばショート・ステイの枠を増やして、在宅介護をやりやすい状況にするとか、いろんな方向はあると思います。ただ、箱物をこれ以上、もしやるとしたら、それはかなり保険料、倍にもなっちゃいますよ。本当に厳しい、この制度、ただそれは制度もいろいろ改革だか何だか知らんけれども、走りながらもともと考えていく制度そのもの、出発点がね。そうすると今は何か在宅介護というよりも、もし施設介護のほうを、みんな方向が行っているような気がする、この国全体がね。

そういう中で町は、どういう方向に向けようとしているのか、これは町長の一つの判断だと思うんですがね。やはり町長、やっぱり療養型の病床というのもずっと議論されてきました。ところが、療養型はなかなか難しいと、それに対して国の補助も何もないとか何とかで、でも方向がもしかすると変わってきたのかなと、そこは町長どうですかね、町としての方向性として。なかなか難しい判断だと思うんですが。

○議長（小澤一美君） 山下町長。

○町長（山下奉也君） この問題は本当に保険料がなければあれですけども、保険料が上が

って、また保険料が、直接取られると年金が全然もう減っていくという状況では非常に難しいです。でも、どうにかしないとですから、これは本当に事務的に進めて、これ進めないと前に進まないんですよ。今の養和会の問題にしてもね。

本当に一番、自分も親がそうだったんですけども、東京の老健施設に入って6カ月たたないうちに病院に行くところがない。今度帰る場所を、病院から出ると場所を探さないといけないとか、そういう大変な思いをしたんですけども、本当に1つずつやっていると難しい部分がありますけれども、本当に団塊の世代の方々が、副町長世代ですけども、副町長は絶対行かないと言って養和会の施設長とけんかしていたんですけども、そういうわからなくなるわけですから、本当にそれ、さっきの健康課長のほうもいろいろ役場役場でこういうふうな議論をしますけれども、施設の方とか、養和会の理事長ともこの前ちょっと具体的に話を進めていかないと先に進まないんじゃないかという話もしましたので、そういう部分でこれは何かの目標といいますか、あれをある程度進めていかないと先へ進まないと思います。

やっぱり9番議員が言うように保険料が一番頭が痛いところで、施設どんどんやるという人は何人かいます。でもその希望も100人以上でないと経営が成り立たないという部分で、なかなか先へ進まない部分がありますので、本当にこれは相談しながら進めていきますので、ここで議論していてもなかなか先へ進みませんので、よろしく願いいたします。

○議長（小澤一美君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（笹本重喜君） 9番議員が言っているご意見は前々から言われていること、確かにその制度自体にやっぱり抜け穴があるといいますか、介護保険会計としては国保から、国保は収納に頑張れということで取っているんですが、100%じゃなくても100%の介護分はいただくよということで支払基金に払っているわけですね、その辺の矛盾といいますか、その辺があることは十分承知しています。

じゃ町として将来的にどのように考えるかということで、先ほども言いましたけれども、施設の最低限の必要性というのがあります、基本的にやっぱり町も在宅を中心にやりたいということで、そのニーズとして、じゃ在宅でどういうことを町とか介護保険として提供すれば在宅で過ごせるのかということで、先ほども言いましたけれどもショートを増やすとか、例えば緊急ショートを設けるとか、その辺は私もこの前、施設長とか理事長とかも話しますけれども、現場の意見としてやっぱりケアマネジャーさんとか、あとは訪問介護の方とか、その辺の意見を聞きながら実際どうなんだ、どういうところに困っているんだろうというこ

とをすり合わせるような話をしていこうと思っております。もう話もしておりますけれども。

その辺で町として、施設以外の方法でどういうところが足りないのか、あとは先ほど課長補佐も言いましたけれども、介護保険外のサービスとしてごみ出しだとか、ちょっとしたお手伝いとか、そういうことがあれば自宅で暮らせるのではないかというご意見があれば、そういう介護保険外のサービスも町としては考えていきたい。それで、なるべく在宅で過ごせるような形に持っていきたいとは思っております。そういうご希望されている方も結構多いので、その辺も尊重しながらやっていきたいと思っております。

○議長（小澤一美君） 9番、山口英治君。

○9番（山口英治君） 課長、国保会計が破綻した、破綻していますよ、今。その一つの大きな原因が、この介護保険料なんです。滞納者を国保会計で見ているということ自体。本来であれば、わかりますよね、滞納している方は。介護保険料に関しては、一般会計から本当は出すべきなんです。国保会計は独立採算と。独立採算なんです、特別会計で。これも独立採算なんです。本来であれば筋から言えば、筋違いなことをやっているわけ、今、法の不備だけれども。やっぱり本来であれば、この2つは切っても切れない縁になっているわけ。

徴収のほうも大変だと思います、ある意味で。国保に入っている人は大変よ。50%ぐらいだけれども。滞納者の部分を我々が払った国保税の中で対応しているわけですから。本来筋から言えば一般会計で見るべき話なんです。ところがなかなかそういうわけにも法の制度の中ではやれないだろうと、そういう意味でこの国保、介護保険というのは非常に難しい制度。

それとやっぱり、これあと養和会さんにしても独立採算になりましたよね、今は。経営は任せるということで。そこと町と行政との、この介護保険に対してどういうすり合わせをしていくかということ、もちろんあそこも経営的なものがあると思います。そういうのを早急に、例えば持ち上げて、例えば町の方向性をきちっと出して、それで養和会さんとお話の中で、向こうも経営がありますから、そういう点をやっぱりちゃんとすり合わせていく必要があると思います。

もちろん議会にも総文があります。すぐ選挙が終わって、無理をすればその総文の中で、例えばこの問題をどうするかと。やっぱり真剣に議会も、この問題に取り組んで、ある程度議会の考え方、それを出して、また諮問委員会にしてもいいけれども、お金のかかる話だから、そういうのをして養和会とも一つのセッティングといいますか、町の方向を出してやっ

ぱりやっついていかないと、何だか知らないけれどもその場しのぎその場しのぎに見えるので、もっと建設的にはっきり、ここはここまで来たらきちっと町の方向性、例えば在宅介護はどうするんだと、支援はじゃどうするんだと、将来施設介護はどうするんだ、もっと増やすのか、その場合は例えば料金は四千何百円が中心だけれども、5,000円になるか6,000円になるかわかりませんが、そういうのも計算して、きちっと方向性を出す必要があると思います。

それをぜひことしじゅうに方向性を出して、やっぱり養和会と折衝して、町の方針がないことには養和会もどうにもなりませんよね。そういうところをぜひ、これ要望ですけれども立ち上げてください。よろしくお願いします。

○議長（小澤一美君） ほかによろしいですか。

（「なし」の声あり）

○議長（小澤一美君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小澤一美君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小澤一美君） ご異議ないものと認め、日程第3、議案第61号 平成26年度八丈町介護保険特別会計補正予算は原案どおり可決いたしました。

10時25分まで休憩いたします。

（午前10時05分）

○議長（小澤一美君） 休憩を解いて再開いたします。

（午前10時25分）

○議長（小澤一美君） 昨日の一般会計補正予算の審議の際に、回答が保留となっておりましたトコブシの漁獲高について、産業観光課長から回答いたします。

産業観光課長。

○産業観光課長（奥山 拓君） 昨日の睦男議員からの補正予算の際のトコブシのご質問につ

いてお答えいたします。

今年度、水揚げの量なんですけれども383.9キログラム。キログラムの取引価格といたしましては4,300円ということで、水揚げ金額が165万770円ということでございます。

以上で回答とさせていただきます。

◎議案第62号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小澤一美君） 続いて、日程第4、議案第62号 平成26年度八丈町後期高齢者医療特別会計補正予算を上程いたします。

説明、住民課長。

○住民課長（佐藤真一君） 資料番号3番の介護保険の次になります。青いページの次になります。

1ページをお願いいたします。

議案第62号 平成26年度八丈町後期高齢者医療特別会計補正予算。

平成26年度八丈町の後期高齢者医療特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ320万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,691万7,000円とする。

（「文言省略」の声あり）

○住民課長（佐藤真一君） はい。

平成26年9月3日、提出者、八丈町長、山下奉也。

まず、2枚にわたる正誤表をお配りしておりますが、多数のページにわたる誤りがありましたことを、この場をかりておわび申し上げます。

4ページをお願いいたします。

歳入ということで、4款1項1目繰越金1,000円、補正前の額1,000円、補正額320万9,000円ということで、こちらは前年度の繰越金になります。

歳入合計、補正前1億9,370万8,000円、補正額320万9,000円、計1億9,691万7,000円。平成25年度の歳入歳出差引残額を平成26年度会計へ繰り越すものです。

下のページを、次のページをお願いいたします。

歳出ということで、歳入の項目で申し上げましたとおり、前年度の残額分を一般会計へ繰り越すもので、321万円を補正し、次の6款1項1目予備費の1,000円と合わせて、5款2項

1 目一般繰出金として合わせて調節するものでございます。

歳出合計、補正前 1 億9,370万8,000円、補正額320万9,000円、計 1 億9,691万7,000円。

以上で説明終わります。

○議長（小澤一美君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

○議長（小澤一美君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小澤一美君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小澤一美君） ご異議ないものと認め、日程第 4、議案第62号 平成26年度八丈町後期高齢者医療特別会計補正予算は原案どおり可決いたしました。

◎議案第 6 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小澤一美君） 続いて、日程第 5、議案第63号 平成26年度八丈町国民健康保険特別会計補正予算を上程いたします。

説明、住民課長。

○住民課長（佐藤真一君） ただいまの後期高齢の次になります、ピンク色の次になります。

1 ページをお願いいたします。

議案第63号 平成26年度八丈町国民健康保険特別会計補正予算。

平成26年度八丈町の国民健康保険特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ335万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億9,999万5,000円とする。

（「文言省略」の声あり）

○住民課長（佐藤真一君） はい。

平成26年9月3日、提出者、八丈町長、山下奉也。

4ページをお願いいたします。

歳入ということで、11款4項5目雑入、補正額335万8,000円を補正するものです。いわゆる赤字分となります。

歳入合計、補正前16億9,663万7,000円、補正額335万8,000円、計16億9,999万5,000円となります。

下のページ、歳出になります。

歳出ということで、11款1項3目償還金634万7,000円の増、療養給付費負担金交付金の返還金でございます。

13款1項1目前年度繰上充用金298万9,000円の減、前年度繰上充用金の決算による減でございます。

歳出合計、補正前16億9,663万7,000円、補正額335万8,000円、計16億9,999万5,000円。

以上で説明を終わります。

よろしく申し上げます。

○議長（小澤一美君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

○議長（小澤一美君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小澤一美君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小澤一美君） ご異議ないものと認め、日程第5、議案第63号 平成26年度八丈町国民健康保険特別会計補正予算は原案どおり可決いたしました。

◎議案第64号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小澤一美君） 続いて、日程第6、議案第64号 平成26年度八丈町水道事業会計補正

予算を上程いたします。

説明、企業課長。

○企業課長（沖山 昇君） 書類番号4をお願いいたします。

水道事業会計補正予算の説明をさせていただきます。

1ページをごらんください。

議案第64号 平成26年度八丈町水道事業会計補正予算。

総則、第1条、平成26年度八丈町水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

以下、文言省略してよろしいでしょうか。

（発言する者あり）

○企業課長（沖山 昇君） ありがとうございます。

次のページをお願いいたします。

平成26年9月3日、提出者、八丈町長、山下奉也。

8ページをお願いします。

収益的収入及び支出。

収入でございます。水道事業収益、営業外収益、長期前受金戻入でございます。こちら、102万3,000円の増。これは、新しい会計制度になり、減価償却に伴い収益化されるものでございます。

次の支出でございます。水道事業費用、営業費用の原水費でございます。動力費の200万円の増でございます。井戸ポンプ等の電気の使用料の増によるものでございます。

配水及び給水費273万5,000円の増。こちらは委託料で、洞輪沢浄水場の水質調査に係る増額分でございます。

下のページ、次のページをお願いいたします。

業務費29万2,000円の増。賃金の20万5,000円の増でございますが、こちらは臨時賃金として、檜立の検針員、こちらの交代による引き継ぎの賃金として組ませていただきました。

その下、営業外費用119万5,000円の減。こちらは企業債利息と消費税納付額の減によるものでございます。

次のページをお願いします。

次のページの資本的収入及び支出。

支出でございます。固定資産購入費でございますが、給水タンクの運搬車の入札差金分の減と水質管理試験用器具の購入によるものでございます。

以上で水道事業会計の補正予算の説明を終わります。

よろしくお祈いします。

○議長（小澤一美君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

9番、山口英治君。

○9番（山口英治君） いろいろあると思うんですが、課長、漏水問題、いろいろお話は伺ったんですが、こういうことは業者間においてちゃんと話をして、そういうふうになんと仕事は手をつけたけれども、そのまま1カ月もほったらかすとか、そういうことがあってはならない。そういう業者はそのことに関しては外しなさい。これ、経済企業の管轄だけれども、冗談ではない。選挙前にこういうことを言うところなことはないが、でもこれは大事なことなんです。そのことによって周りの住民から見ても、町は何をやっているんだと、こういう無駄なことをしてと言っ、それで水道料金を価格がどうだこうだと言えなくなりますよ。そういう点に注意してください。

それと、収入のほうで、多分起債の関係が増えて、その部分で戻りの金があると思う。当初予算で昔は1,400万ぐらい計上してしまっ、利子補給の部分と起債の部分の戻りの部分、それを昔一般会計であれしていたけれども、今はちゃんと水道事業会計に流れます。

あと3条予算か4条予算かわからないけれども、分けて出していると思うんだけど、これも来年の当初予算では決算のあれは分けることになるのか、収益があるわけだから、これ。これどういうふうに分けするの。要するに3条予算とか4条予算という、支払いのための確保の部分、それは動かさないじゃん。そこはよく俺もわからないからちょっと質問するんだけど。

○議長（小澤一美君） 企業課長。

○企業課長（沖山 昇君） 恐らく英治議員のおっしゃっているのは長期前受金戻入の収入の部分かと思いますが、これはもともとはみなし償却制度といたしまして、補助金をいただいている分、これを除いて減価償却を行っております。

これに、実は今年度より補助金の分も償却に含めて一度減価償却を行い、それから補助金の減価償却に伴って、減価償却を行ったものをまた戻すと、戻入するという形のものでございますので、毎年これについては出てくるものというふうを考えておりますが。

○議長（小澤一美君） 9番、山口英治君。

○9番（山口英治君） ということは、例えば資本をいろいろ起債して、いろいろな水道工事

もどンドンやっていますよね。それに伴うことかなと思ったら、それとは違うんですか。法の改定とかそういうことですか。

○議長（小澤一美君） 企業課長。

○企業課長（沖山 昇君） この見直しは60年ぶりぐらいの法の改正ということで、公営企業法の改正、これに伴ってそういった制度が改正されたというところがございます。

○議長（小澤一美君） ほかに。

（「なし」の声あり）

○議長（小澤一美君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小澤一美君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小澤一美君） ご異議ないものと認め、日程第6、議案第64号 平成26年度八丈町水道事業会計補正予算は原案どおり可決いたしました。

◎議案第65号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小澤一美君） 続いて、日程第7、議案第65号 平成26年度八丈町一般旅客自動車運送事業会計補正予算を上程いたします。

説明、企業課長。

○企業課長（沖山 昇君） それでは、一般旅客自動車運送事業会計補正予算の説明をさせていただきます。

黄色いページの次の2枚めくっていただいて、1ページをお願いいたします。

議案第65号 平成26年度八丈町一般旅客自動車運送事業会計補正予算。

総則、第1条、平成26年度八丈町一般旅客自動車運送事業会計の補正予算は、次の定めるところによる。

（「文言省略」の声あり）

○企業課長（沖山 昇君） ありがとうございます。

次のページをお願いいたします。

平成26年9月3日、提出者、八丈町長、山下奉也。

8ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出でございます。

収入。自動車運送収益、こちらも営業外収益で長期前受金戻入がございます。2万5,000円の増となっております。

特別利益、過年度損益修正益、こちらが87万9,000円の増でございます。こちらにつきましては前年度のシルバーパス運賃補償分でございます。

次に、支出。自動車運送事業費用、営業費用の運転費でございますが、30万円の増。こちらはバス停留所、こちらの時刻表の改修ということで予算を計上させていただいております。

次のページを、下のページをお願いします。

営業外費用16万円の増。こちらにつきましては、企業債の利息の減と消費税の額の増によるものでございます。

次に、下の部分で、資本的収入及び支出。

支出でございます。資本的支出の企業債償還金でございますが、9万円の増となっております。

以上で、一般旅客自動車運送事業会計の補正予算の説明を終わります。

よろしく申し上げます。

○議長（小澤一美君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

10番、奥山博文君。

○10番（奥山博文君） 例年のことなんだけれども、課長、夏の間、東畑から底土経由で回るんだけれども、バスが夏の間だけ、大体あれどれぐらいのお客さんが乗りますか、ことしあたり。すぐは答えられないかな。

○議長（小澤一美君） 企業課長。

○企業課長（沖山 昇君） ちょっと夏、7月の半ばから8月いっぱいということで、底土回りにさせていただいたんですが、申しわけありません、ちょっとまだ日にちがまだ終わってからたっていないもので、まだちょっと今集計中ということでお願いいたします。

○議長（小澤一美君） 10番、奥山博文君。

○10番（奥山博文君） 結局言いたいことは、神湊の停留所、ウノマルの前の停留所はどっ

ちかといったら上の住宅の関係者の高齢者があそこで乗るんだけど、あれが下の住宅、軍艦前の住宅まで行かなくちゃなんということで、結構距離があるということで聞いているので、夏場、底土周りがどのくらいのお客が乗るのかな、底土から。ちょっと疑問に思ったので。もしあれだったら後で、どれくらい乗るのか教えてください。

○議長（小澤一美君） 企業課長。

○企業課長（沖山 昇君） 集計できましたら、また博文議員のほうにお渡ししたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（小澤一美君） ほかに。

8番、奥山幸子君。

○8番（奥山幸子君） 路線バスの件ですけれども、新しい庁舎への乗り入れの時期とバス停がどこになるのかをお願いします。

○議長（小澤一美君） 企業課長。

○企業課長（沖山 昇君） 新しい路線バスの申請につきましては、それまで運輸支局のほうと、それからこちらのほうの警察署と一応連絡をとり合いまして、協議をちょっと進めております。それで一応書類のほうは、先月頭に一応提出をさせていただきました。

その内容ですけれども、バス停につきましては、病院は病院入り口のロータリーのところ、それからこちらの新庁舎につきましてはこの中のロータリーのところにバス停を設ける予定で申請をさせていただいております。

○議長（小澤一美君） 8番、奥山幸子君。

○8番（奥山幸子君） 時期はまだわからないんですか。

○議長（小澤一美君） 企業課長。

○企業課長（沖山 昇君） 時期につきましては、今申請を審査させていただいております。私どもの希望といたしましては、なるべく早く許可のほうをいただければと思っておりますが、いろいろ書類のほうの確認等がございまして、今、支局、それから運輸支局のほうと運輸本局のほうまで書類のほうが行っております、今中身を審査させていただいているところです。ちょっと今審査中ですので、今のところいつというご回答が、私どものほうからできかねるということで、申しわけありませんがよろしくお願いします。

○議長（小澤一美君） 8番、よろしいですか。

○8番（奥山幸子君） はい。

○議長（小澤一美君） ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(小澤一美君) 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小澤一美君) 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小澤一美君) ご異議ないものと認め、日程第7、議案第65号 平成26年度八丈町一般旅客自動車運送事業会計補正予算は原案どおり可決いたしました。

◎議案第66号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(小澤一美君) 続いて、日程第8、議案第66号 平成26年度八丈町病院事業会計補正予算を上程いたします。

説明、企業課長。

○企業課長(沖山 昇君) 今の資料の、3枚めくっていただきまして、下のほうのページですが1ページをごらんください。

議案第66号 平成26年度八丈町病院事業会計補正予算。

総則、第1条、平成26年度八丈町病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(「文言省略」の声あり)

○企業課長(沖山 昇君) ありがとうございます。

それでは、次のページをお願いいたします。

平成26年9月3日、提出者、八丈町長、山下奉也。

8ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出でございます。

収入。病院事業収益、医業外収益、こちらも長期前受金戻入で3,000円の増となっております。

支出。病院事業費用、医業費用の経費でございますが、眼科画像ファイリング接続委託、こちらが168万8,000円の減。

部門システム I F 構築作業委託として、417万5,000円の増。

合計で272万6,000円の増となっております。

医業外費用でございます。206万9,000円の減。こちらは企業債利息、それから退職給与金償却、それから消費税の納付額の減ということになっております。

資本的収入及び支出でございます。

資本的支出。固定資産購入でございます。フルハイビジョンカメラ、それからこちらが168万8,000円の増でございます。こちらは税抜きでございます。

それからコインランドリー、それから給湯機、エアコンは故障による入れ替えで、税抜き70万9,000円の増となっております。

それから外来点滴用ベッド、それから電子カルテ用ハードウェア、それからデータ管理用端末ということで、こちらは実績及び見込みにより345万5,000円税抜きで増となっております。

以上で、病院事業会計の補正予算の説明を終わります。

よろしく申し上げます。

○議長（小澤一美君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

8番、奥山幸子君。

○8番（奥山幸子君） 8ページに地域包括ケア病棟協会会費というのがあるんですが、これまで9番議員が入院病棟の利用率というのが低いということは指摘されていて、50%ぐらいということを言われていますよね。それを、その残りの部分を何とか利用してもらおうということで、療養病床という話も出たんですが、この地域包括ケア病棟というのは、病床というのは、それを導入するということですか。まず、それをお願いします。

○議長（小澤一美君） 病院事務長。

○病院事務長（和田一宏君） 療養型病床というわけではございませんで、こちら当初予算でもご説明申し上げましたけれども、以前は亜急性期の病床ということで、これが今年度名称が変わりまして、地域包括ケア病床というふうになりました。例えば脳疾患ですとか、骨折など、急性期の病状が安定した患者さん、これのリハビリを行う病床ということで、これを8床導入するということございまして、これで導入することによって60%を超えるベッドの稼働率を見込んでおります。

○議長（小澤一美君） 8番、奥山幸子君。

○8番（奥山幸子君） これはとてもいいことだと思うんですが、これによって、その病院の経営にある程度貢献するということは、十分予測されることですか。

○議長（小澤一美君） 事務長。

○病院事務長（和田一宏君） 収益増を見込んでおります。

○議長（小澤一美君） 7番、菊池睦男君。

○7番（菊池睦男君） 白内障手術の取り組みですが、本日も宗春議員が手術をされているということで、非常に喜びの声を聞くわけなんですけれども、これは当初は70名ぐらいの待機者があったということなんだけれども、この手術開始以後、何回ぐらいの、何人ぐらいの手術をやって、現在の待機者はどういうふうになっているか。

あるいは何か特別の事情、内部の事情か何かがあれば報告してください。

○議長（小澤一美君） 事務長。

○病院事務長（和田一宏君） 現在のところ7回手術を行っておりまして、70件の実績がございます。当初は3カ月から4カ月に1度、10人程度という予定でしたが、先生に頑張ってもらって、ことしに入りまして2カ月に1度、10人を超える実績がございます。

待機者ですけれども、当然70名が減ったり増えたりしますので、そのところはちょっと病院としては把握できないところがございますので、よろしく願いいたします。

○議長（小澤一美君） 7番、菊池睦男君。

○7番（菊池睦男君） 7回やって70人手術したということですよ。そうすると、当初70人待機者があったんだけど、またその後増えるということもあるんだから、単純に引き算はできないんでしょうけれども、こうやって待機者がこのときはわかったんだけど、今はわからないということですか。

○議長（小澤一美君） 事務長。

○病院事務長（和田一宏君） 件数でいきますと70件ということですので、八丈では片目ずつしかできませんので、人数にするとちょっとこれ、カウントがちょっと難しいと思います。白内障ということで、一応カルテの中で拾えば出るとは思いますが、全部を拾い上げるということがなかなか難しい現状となっておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

システム上で拾い上げることはできると思いますが、現在すみません、手元には資料を持っておりません。

○議長（小澤一美君） 7番、菊池睦男君。

○7番（菊池睦男君） 当初は年に二、三回という割合だというふうなことを言っていたんだ

けれども、それは2カ月に1度というようなことで、相当、日医大の外科医も頑張ってくれたのかなと思っていますが、ご苦労さまです。

次に、病院薬局での処方についてなんですが、前回の議会でも質問したんですが、あのときの答弁では管理者は医師が判断すれば病院内での薬局が利用できますよという話だったんですね。この決算での審査意見書というのがあるんですが、この32ページ、最後のページに、こういう意見が監査委員から述べられているんです。ちょっと読んでみますが、薬局の……

(発言する者あり)

○7番(菊池睦男君) 決算であるけれども別に、決算は去年のことでしょう。これは今のことだから、補正予算でやる内容なんです。

いいですか。

32ページに書いてあるんです。院外処方については、わざわざ薬をもらいに別のところにある薬局まで行くのが大変だという声を耳にする。特に足の痛みを抱える方や、車を運転しない方にその声は大きい。地域の病院であることを自覚し、院外薬局への連絡箱を設けるなど、弱者の側に立った施策の立案に努められたいと、こういう結びで意見書述べているんですよ。これ、私と全く同感の意見でして、監査委員の長戸路義郎議員は、私と全く同感なんです。いいこと言うなと思って評価しているんです。

そういうようなことですので、やっぱりこの前の管理者の話では、ちょっと余り歯切れのいい答弁ではなかったんですね。きょうは事務長もいるんだけれども、これについてはマニュアルもあるということだし、それからちゃんと監査委員の決算での指摘もあるわけだし、そこいらあたりはきちっとお年寄りが、本当に希望するお年寄り、足が弱くて大変だとか、雨降りにお年寄りがあの調剤薬局まで行くのは大変なことなので、そこいらあたりを、利便性を図るための対応をとってほしいというふうに思っているんですがどうですか。

○議長(小澤一美君) 事務長。

○病院事務長(和田一宏君) 処方につきましては、医師が判断をして医師が処方をするものですので、あくまでも医師が特別と認めた場合には院内で処方できるというふうにマニュアルにもうたっております。その点、もう一度院内会議等で確認をしますけれども、医師が処方するということですので、患者さんについてはお医者さんに相談をしていただいて、そこで判断をしていただくということですのでよろしくお願いいたします。

○議長(小澤一美君) 7番、菊池睦男君。

○7番(菊池睦男君) 私、処方箋は医師が発行するわけだけれども、その病院、どこの病院

で患者が受け取るかは、これは患者の希望、意思でできるんじゃないんですか。

○議長（小澤一美君） 事務長。

○病院事務長（和田一宏君） 院外処方で処方箋が出た場合には、どこの薬局で受け取るかは患者さんの判断になります。

○議長（小澤一美君） 7番、菊池睦男君。

○7番（菊池睦男君） だからその院内、院外を決めるのは、個人の希望ではできないんですか。

○議長（小澤一美君） 事務長。

○病院事務長（和田一宏君） あくまでも経営の合理化ということで院外薬局にしておりますので、そこら辺は医師の判断で患者さんの病状を見て、医師が判断した場合のみそういうことができるということでご理解いただきたい。

○議長（小澤一美君） 7番、菊池睦男君。

○7番（菊池睦男君） じゃそれはわかりましたが、監査の報告では、弱者の側に立った施策の立案に努められたいというふうな、こういう強調をされているわけだから、そういう事情はあるだろうが、こういう監査の指摘もあるということで、きちっと院内会議で医師に徹底してほしいと思います。

○議長（小澤一美君） ほかに。

8番、奥山幸子君。

○8番（奥山幸子君） 院外処方で利用者の利便性を高めるという話に今なったんですが、例えばあそこの院外の薬局に患者さんが病院でもらった処方を持って、自宅からファクスを流して、薬局に流すとそこから薬を持ってきてくれるというサービスがあるそうなんです。それで、できれば病院の中にそういうファクスを用意して、処方の下に住所と名前とか電話番号を書く欄を設けて、病院でファクスをしまえば、そのままその—————だっけ、院外の薬局に行って、あるいはほかの—————に行って、そこから届けてくれるというシステムができればもっと便利なんじゃないかなと思うんですけども、そういうサービスは考えませんか。

○議長（小澤一美君） 事務長。

○病院事務長（和田一宏君） 院外処方が始まる前、院外薬局との会議の中でそういった提案……ごめんなさい、まず前段で、島外の病院ですとファクスを置いている病院が多いと思いますが、これは薬剤師会が設置をしてファクスの通信料も支払うというようなシステムにな

っているそうです。院外処方に移行する前に院外薬局との打ち合わせの中で、そういった提案も、共同で置いてくれないかという提案もしております。ですが、今のところ院外の薬局からは反応がありませんので、今のところ置いていないというのが現状です。

○議長（小澤一美君） 8番、奥山幸子君。

○8番（奥山幸子君） その料金というか費用を薬局側が負担するからということですか。そういうことですか。

○議長（小澤一美君） 事務長。

○病院事務長（和田一宏君） 院外薬局から反応のない原因については、私どもはそこまで把握しておりませんので申しわけございません。

○議長（小澤一美君） 8番。

○8番（奥山幸子君） できればご自宅じゃなくて、その病院でそのままファクスを流せば一番便利なんじゃないかと思うので、その辺は町立病院のほうでそういうサービスを進めてほしいと思いますけれども、要望をお願いいたします。

○議長（小澤一美君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小澤一美君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小澤一美君） ご異議ないものと認め、日程第8、議案第66号 平成26年度八丈町病院事業会計補正予算は原案どおり可決いたしました。

◎議案第67号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小澤一美君） 続いて、日程第9、議案第67号 八丈町消防長の資格を定める条例を上程いたします。

説明、消防長。

○消防長（瀬筒 穰君） 資料番号の5をお願いいたします。

議案第67号 八丈町消防長の資格を定める条例。

上記議案を提出する。

平成26年9月3日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。消防組織法第15条第2項の規定に基づき、条例を定める必要があるので本案を提出します。

次のページが本文となります。

まず、消防組織法第15条第2項のことですけれども、組織法では消防長、消防署長は政令で定める資格を有する者というふうになっておりましたが、これが市町村の条例で定める資格を有する者と改正されまして、本案を提出するに至りました。

本案の内容ですけれども、(1)、(2)の部分は消防吏員の資格を示したもので、(1)消防司令以上であれば3年以上、消防司令補以上であれば8年以上としました。これは、町の規則で級別資格の基準というものが定められておまして、これに矛盾しない内容となっております。

(3)については、市町村の行政職、管理職に当たるものですけれども、これは現行どおり2年以上ということで、ここで定めさせていただきました。

説明は以上です。

○議長（小澤一美君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

10番、奥山博文君。

○10番（奥山博文君） 消防長、今、八丈町消防本部には消防司令または消防司令補、今各何名ぐらいいらっしゃるの。

○議長（小澤一美君） 消防長。

○消防長（瀬筒 穰君） 現在、消防司令に当たる者は2名、消防司令補は4名ですね。

○議長（小澤一美君） ほかに。

（「なし」の声あり）

○議長（小澤一美君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小澤一美君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（小澤一美君） ご異議ないものと認め、日程第9、議案第67号 八丈町消防長の資格を定める条例は原案どおり可決いたしました。

◎議案第68号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（小澤一美君） 続いて、日程第10、議案第68号 消防救急無線デジタル化工事請負契約を上程いたします。

説明、企画財政課長。

- 企画財政課長（佐々木真理君） 書類番号の6番をお願いいたします。

議案第68号 消防救急無線デジタル化工事請負契約。

上記議案を提出する。

平成26年9月3日、提出者、八丈町長、山下奉也。

次のページをお開きください。

消防救急無線デジタル化工事請負契約。

消防救急無線デジタル化工事施工のため、下記のとおり請負契約を締結する。

記。

- 1、契約の目的、消防救急無線デジタル化工事。
- 2、契約の方法、指名競争入札による契約。
- 3、契約金額、金5億4,199万8,000円。
- 4、契約の相手方、東京都千代田区東神田一丁目16番7号、三峰無線株式会社、代表取締役、中島芳明。
- 5、支出科目でございますけれども、まずこの事業、2カ年の継続事業ということでございまして、会計年度につきましては平成26年、27年度となっております。

科目については、省略をさせていただきます。

説明。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき議会の議決を求めます。

本事業の工期でございますけれども、2カ年事業ということがございまして、平成28年3月25日までとなっております。

内容につきましては、消防長よりご説明申し上げます。

○議長（小澤一美君） 消防長。

○消防長（瀬筒 穰君） お手元に添付した書類は無線中継基地局の位置図と、それから無線施設のアンテナの設計図、それから無線局舎の中の消防設備の配置図となっております。

事業計画としましては、平成26年度、移動局無線機、これは車載とか携帯機といった無線機、それと消防本部、三原基地局、末吉基地局の無線設備の製造、組み立て、それから三原山永郷地域の無線鉄塔の建設を計画しております。

平成27年度では、各種無線機、それから無線局の無線設備の設置、それから各無線機の免許申請等々を行います。

最終的には平成28年3月には試験運用を開始し、同年4月には本格始動を行うという計画で行います。

以上です。

○議長（小澤一美君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

7番、菊池睦男君。

○7番（菊池睦男君） これは、財源構成だけ教えてください。

○議長（小澤一美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐々木真理君） 当初予算ベースでご説明したいと思います。

総事業費が5億8,800万でございますけれども、そのうちの起債が約1億円、その他、今は基金を充ててございます。基金が約1億5,000万円。残り3億円が一財となっております。

ただ、これにつきましては、現在東京都に要望してございますので、その辺はご理解いただきたいと思っております。

よろしく願いいたします。

○議長（小澤一美君） 7番、よろしいでしょうか。

○7番（菊池睦男君） はい。

○議長（小澤一美君） ほかにございますか。

10番、奥山博文君。

○10番（奥山博文君） 無線の図面、鉄塔の図面、アンテナ、見せてもらってもよくわからないんだけど、アナログからデジタルに変わる、それだけですか。メリットをちょっと。

○議長（小澤一美君） 消防長。

○消防長（瀬筒 穰君） 基本的には、もう国の施策として消防救急無線はデジタル化に変えなければならないということで、この工事を行うということです。

ただ、今回はアナログのときには不感地帯であった永郷方面のほうを、不感地帯を解消のためにということで、その部分もカバーしていこうということで、そういう工事になっております。

○議長（小澤一美君） 10番。

○10番（奥山博文君） 永郷の不感地帯が直るということね。

○議長（小澤一美君） 消防長。

○消防長（瀬筒 穰君） このアナログからデジタルに切り替えるのを機に、今までの不感地帯を解消するという工事も含まれております。

○議長（小澤一美君） ほかに。

12番、長戸路義郎君。

○12番（長戸路義郎君） ちょっと言っておきたいんですけども、例えば八丈島に今鉄塔がいっぱいあるよね、あちこちね。——とか——とか、ああいうあれが全体像にずっとあるんですけども、ああいうのが結局1つの塔でそれを賄うことはできないんですか。やっぱりあれで個人個人の所用の權益のほうが強いですか、あれは。

○議長（小澤一美君） 消防長。

○消防長（瀬筒 穰君） 今現在は、各個で鉄塔を所有しているという形をとっております。今回、1つだけあれですけれども、末吉の中継のアンテナがあるんですけれども、そこは——がうちのほうに使用料を支払いながら使っているということはあるんですが、基本的には各事業所が各アンテナを持つという今の状況にはなっております。

○議長（小澤一美君） 12番、長戸路義郎君。

○12番（長戸路義郎君） やっぱり今から先というのは、八丈島はこういうようなあれで景観があるけれども、結局今でさえ電柱なんか本当は邪魔なんよ、はっきり言うともね。そういうところに結局ああいう鉄塔ばかりがあっちに建ちこっちに建ちと、それがいっぱい建つような状況でなくて、結局は1カ所に建てて、それを何とかうまく全体像で利用することができないのかと思ってね。その辺の何かはやっぱり難しいんですね。

○議長（小澤一美君） 消防長。

○消防長（瀬筒 穰君） 無線という性質上はありまして、ただいろんな電波が1本の鉄塔に集中すると、例えばお互いが干渉し合うとか、そういったこともあってのことだと自分は思

っております。

○議長（小澤一美君） よろしいでしょうか。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小澤一美君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小澤一美君） ご異議ないものと認め、日程第10、議案第68号 消防救急無線デジタル化工事請負契約は原案どおり可決いたしました。

◎認定第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小澤一美君） 続いて、日程第11、認定第1号 平成25年度八丈町水道事業会計決算認定を上程いたします。

お諮りします。

決算認定に付された監査委員の意見書については、朗読を省略してよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○議長（小澤一美君） それでは、説明、企業課長。

○企業課長（沖山 昇君） それでは、書類番号7をお願いいたします。

認定第1号 平成25年度八丈町水道事業会計決算認定について。

平成26年9月3日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。地方公営企業法第30条第4項の規定により、平成25年度八丈町水道事業会計決算を監査委員の意見をつけて、認定に付します。

○議長（小澤一美君） 公営企業管理者。

○公営企業管理者（關村三男君） ただいまから、25年度の決算の関係で水道事業関係につきましても、うちとしては25年度企業課長が係長も兼務しながらの業務体制でやってまいりました。その中でいろいろな事業の関係で安定供給に努めておったわけなんですけど、25年度は給水人口が前年に比べまして約90人の減、年間有収水量につきましても約3万トンの減の状

況になってございます。

配水能力を充実させるために、建設改良等につきまして、実施したんですが、各地区の配水管等改修工事を実施して能力向上に、アップさせてございます。

財政状況につきましては、総収益が2億9,234万7,000円で、前年に比べまして135万6,000円の増、費用が2億9,080万4,000円で、前年比593万2,000円の増で、当年度純利益としまして、154万3,000円の増になってございます。

これらの形で25年度の水道につきましては、どうにかこうにかやってきたわけなんです、資本的支出関係につきましても建設改良等を進めまして、事業の進捗に努めてまいりました。

詳細につきましては、企業課長より説明いたします。

○議長（小澤一美君） 企業課長。

○企業課長（沖山 昇君） それでは、A4縦長の決算審査資料、こちらのほうをごらんいただきながら説明させていただきたいと思います。

平成25年度の決算額と増減額を中心に……

○議長（小澤一美君） 何ページ、示してください。

○企業課長（沖山 昇君） はい。

決算額と増減額を中心に説明させていただきます。

資料の1ページをごらんください。

収益的収入及び支出。

収入でございます。給水収益2億7,832万6,000円、639万5,000円の減でございます。年間給水量でございますが、先ほど管理者からもお話がありましたが、約3万トンの減ということでございます。こちらは1日平均ですと、3,484立米、1人1日平均ですと436リットルということで、前年に比べますと3リットルほど減っております。給水栓数でございますが、給水栓数は6,271栓ということで、前年に比べますと104減ってございます。

続きまして、負担金でございますが、給水装置の部分でございます。147万円。28万円の増でございます。こちらにつきましては、新設が35個のメーター器が出たということでの負担金の増となっております。

次に、雑収益でございます。19万1,000円、2万4,000円の減でございます。こちらの内訳は検針票の裏面の広告料、それから消防本部における火災時等における水道の使用料ということでございます。

一般会計補助金497万1,000円、10万6,000円の増。特別利益738万9,000円、これは24年度

はございませんでしたのでそのままの738万9,000円の増となっております。

収益的収入の合計です。2億9,234万7,000円、135万6,000円の増でございます。

続きまして、収益的支出、人件費でございますが4,195万4,000円、1,282万5,000円の減でございます。こちらは、管理者の3カ月分と職員8名分の給料でございます。これは職員ですが、先ほど管理者からもお話がありましたが、企業課長が水道係長を兼務していたということで、主な減の原因となっていると思います。

物件費8,304万9,000円、1,055万9,000円の増でございます。こちらは主に動力費の増というところでございます。減価償却費1億2,264万2,000円、285万9,000円の増でございます。支払利息2,973万4,000円、89万9,000円の減でございます。繰延勘定償却335万5,000円、19万8,000円の増でございます。雑支出25万4,000円、25万4,000円の増でございます。特別損失986万1,000円、578万6,000円の増でございます。

収益的支出合計2億9,080万4,000円、593万2,000円の増でございます。

経常損益397万円、617万9,000円の減。当年度純損益154万3,000円、457万6,000円の減でございます。当年度未処理分利益剰余金915万7,000円、154万3,000円の増でございます。

続きまして、資本的収入及び支出でございます。

資本的収入。企業債8,510万円、こちらは東京都振興基金、それから財政融資のものでございます。一般会計補助金851万8,000円。国庫補助金2,384万8,000円。東京都の都補助金1億1,975万2,000円。

資本的収入合計2億3,721万8,000円。

続きまして、資本的支出。配水施設費1,857万2,000円。坂下地区上水道整備費1億2,577万1,000円。坂上地区簡易水道整備事業費1億374万2,000円。企業債償還金9,676万8,000円。

資本的支出合計3億4,485万3,000円。

次に、未収金の状況ですが8ページをごらんください。

3月末現在で25年度の未収金は402万5,000円でございますが、7月末現在では66万3,000円となっております。合計では2,137万6,000円の未収額となっております。

水道事業のほうは、こちらで説明を終わらせていただきますが、続けてよろしいですか。

以上で説明を終わります。

○議長（小澤一美君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

10番、奥山博文君。

○10番（奥山博文君） 今、水道事業の説明を受けたんですけれども、この監査委員の決算審査意見の12ページ、結びになるんですけれども、一番下のほう、簡易水道事業の上水道事業への統合について、今後の計画について議会や住民への説明が一切なされていないと、これはどうなっていますか。俺ら聞いたのかな、ちょっとわからないけれども。

あと、その職員1名減の状態というのは改善されたのかどうか。もう、1名減でやるのか、改善されたのか、その上下水道の、上水道事業の統合、ちょっと説明して。

○議長（小澤一美君） 管理者。

○公営企業管理者（關村三男君） この指摘事項に書いています関係につきましては、内部で今議会等に報告しながらやっていこうということで事務作業を進めております。

これにつきましては、28年度に東京都が統廃合をなささいよという指導がございますので、それに向かって補助金が間違いなくもらえるような形でできるように今進めておりますので、タイミングを、いつの時期になるかですが、なるべく早く皆さんに報告するというので進めてまいりたいというふうに思っております。

それと職員につきましてはですが、この26年4月から水道係長ができましたので、職員については補充が終わっております。

○議長（小澤一美君） 10番、よろしいですか。

○10番（奥山博文君） はい。

○議長（小澤一美君） 7番、菊池睦男君。

○7番（菊池睦男君） この審査意見の指摘について質問しようと思っていたんですけれども、これ非常に初歩的なんだけど、簡易水道と上水道事業とはどういうふうに違っているんですか。坂下が上水道で、坂上が簡易水道というぐらいのことは知っているんだけど、それがどう違っているのかということと、なぜ統合しなきゃいけないのかということと、それから経費が発生するのかわかったら補助金が出るということだから、じゃ、かえって財政的には何の支出もないということですか。

○議長（小澤一美君） 企業課長。

○企業課長（沖山 昇君） まず、上水道と簡易水道の違いですが、簡易水道につきましては給水人口5,000人以下の小規模の水道事業ということで、八丈におきましては坂上地区が今現在該当となっております。坂下地区におきましては上水道事業ということで、経営を行っております。

この簡易水道と上水道の統合につきましては、国のほうの考えで、やはり資金的な財政的

なやはり厳しい簡易水道については、上水道を同時に行っているところに関しては、上水道と統合して一緒に経営を行いなさいというところの考えに基づくものでございます。

それから、今現在も料金が統一ということで行っておりますが、これに当たって水道料金の変更があるということはありません。

以上です。

○議長（小澤一美君） 7番、菊池睦男君。

○7番（菊池睦男君） 新たなインフラを整備しなくちゃいけないのかとか、あるいは水道管を統合ということだから両方くっつけるのかとか、そういうような単純な素朴な疑問を持つわけなんだけれども、経費は発生しないということなの、全然。

○議長（小澤一美君） 企業課長。

○企業課長（沖山 昇君） これは一応統合しますという、一応申請をするということで、給水区域なり一つの事業にまとめるという申請をするということになろうかと思えます。それについて水道管を、配水管をつなげなければいけないかといいますと、それはないというふうに聞いております。

○議長（小澤一美君） 7番、よろしいですか。

○企業課長（沖山 昇君） 恐れ入ります、すみません、1つ忘れていました。

経費については特にかかるものはないと考えております。

○議長（小澤一美君） よろしいですか。

10番、奥山博文君。

○10番（奥山博文君） 今説明を受けたんだけど、メリット、デメリットというのはないわけ、全然。

（山口議員「メリットしかない」の声あり）

○10番（奥山博文君） メリットはあるわけね。デメリットはないの。

○議長（小澤一美君） 企業課長。

○企業課長（沖山 昇君） 簡易水道につきましては国の補助が入っております。それに伴って都も補助をつけていただいております。上水道におきましては東京都の補助のみということでございまして、補助率といたしますと、簡易水道が75%いただいております。上水道につきましては東京都の補助で70%ということで、若干補助の、これは事業を行う配水管を布設したり、そういったところの工事への事業の補助というところでの違いはございます。

○議長（小澤一美君） ほかにございますか。

9番、山口英治君。

○9番（山口英治君） 未収金の部分、非常に努力し頑張っていると思います。ただ、戸数が多いわけだよ。件数も多くて書類上なかなか大変な部分もあると思うんですが、二千数百万ですか、少しずつ改善されていると思うし、ことしもいろいろ契約、例えば支払い方法とか、あるいは新規にどういう何件ぐらい、この4月からそういう呼び出してあれしたかということのを少し報告してほしいんです。

○議長（小澤一美君） 企業課長。

○企業課長（沖山 昇君） 今、給水停止につきましては、おおむね3カ月から4カ月、料金の収納がないといったところを、納付相談のほうからお願いをしておりますが、昨年度でおきますと五十数件の手紙を出したりしております。

それで、今現在でございますが、今年度今現在におきまして、給水停止中という件数は今のところ、先月行った給水停止、月末でございましたけれども、それが今2件ほど止まっている状況で、ほかの給水停止を行ったところにつきましては納付相談、それから誓約、こちらのほうが一応約束をとれてございます。納付中でございます。

○議長（小澤一美君） 9番、山口英治君。

○9番（山口英治君） 大変ご苦労さまです。大変つらい仕事だと思いますが、それで二千数百万、未収の部分があるわけですが、そのうちの例えば未収金には多分恐らくいろいろあると思います。3カ月とか何とか滞納した場合はどうだこうだという一つの。ただ、そういう意味では、ある意味で計画、いろいろ相談したり、いろいろ滞納があってそれで相談によって、例えば今、本月使った分にプラスアルファをちゃんと払うと、そういう約束をした上で見通しが全て立っているということですね、二千数百万。

○議長（小澤一美君） 企業課長。

○企業課長（沖山 昇君） 今現在の未収金2,100万につきまして、全てが見通しが立っているという状況には、ちょっとまだ至っておりません。やはり支払い能力がないであろうところもございまして、それにつきましては、約束はいただいておりますがそれが完納に至るまでは、なかなかちょっと見通しが先で見込めないのかなと、能力的に難しい方もいらっしゃるというところは考えております。

○議長（小澤一美君） 9番、山口英治君。

○9番（山口英治君） それで、一応未収金の方とはお話はできているというふうに理解してよろしいですか。首を振るだけでいいですから。

そういうふうでいいわけですね。はい、わかりました。ご苦労さん。

○議長（小澤一美君） 企業課長。

○企業課長（沖山 昇君） 納付相談のほうは随時出させていただいて、役場のほうに来ていただくという処置はしております。

○議長（小澤一美君） ほかに。

13番。

○13番（土屋 博君） 管理者ね、監査委員は厳しく言っていますよ。平成28年度まであと2年しかないから、策定とかそういうものを丁寧に住民に説明しなさいと、経費は多少かかるんでしょう。そういうのを、ただ広報だけ出してやるという契約ですか、ちゃんとそれ説明してください。監査委員がこれ指摘しているんですから。

○議長（小澤一美君） 企業課長。

○企業課長（沖山 昇君） そうですね。特にお使いいただいている水道の料金等変わるところではないというふうにご説明申し上げたところなんです、やはり事業自体が変わるところで、細かな説明をさせていただければというふうに考えております。

先に議会のこちらの議員の皆さん方に一応きちんと説明を申し上げて、それから住民のほうへの説明という形で考えてまいりたいと思います。

○議長（小澤一美君） 13番。

○13番（土屋 博君） 会計も変わるわけでしょう、多少は。簡易水道から上水道になるんでしょう、全部八丈町は。そういうことをちゃんと説明しないと、坂上地区には。

○議長（小澤一美君） 企業課長。

○企業課長（沖山 昇君） そうですね。直接的な水道料金の変更等はございませんが、きちんとした説明はさせていただきたいと思います。

よろしくをお願いします。

○議長（小澤一美君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小澤一美君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案認定にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小澤一美君) ご異議ないものと認め、日程第11、認定第1号 平成25年度八丈町水道事業会計決算認定は原案どおり認定いたしました。

午後1時まで休憩いたします。

(午前11時39分)

○議長(小澤一美君) 休憩を解いて再開いたします。

(午後1時00分)

◎認定第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(小澤一美君) 続いて、日程第12、認定第2号 平成25年度八丈町一般旅客自動車運送事業会計決算認定を上程いたします。

お諮りします。

決算認定に付された監査委員の意見書については、朗読を省略してよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○議長(小澤一美君) それでは、説明、企業課長。

○企業課長(沖山 昇君) それでは、書類番号7の2枚目になります。

認定第2号 平成25年度八丈町一般旅客自動車運送事業会計決算認定について。

平成26年9月3日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。地方公営企業法第30条第4項の規定により、平成25年度八丈町一般旅客自動車運送事業会計決算を監査委員の意見をつけて、認定に付します。

○議長(小澤一美君) 公営企業管理者。

○公営企業管理者(關村三男君) それでは、午前中に引き続きまして、25年度の一般旅客自動車運送事業会計の関係につきまして一言申し上げます。

本事業につきましては、町民の身近な公共機関として、観光客の利便を図りながら交通手段として輸送サービスの提供等に努めてまいりました。しかしながら、乗り合いバスにつきましては人口減少などによる乗客の減少等もございまして、非常に厳しい状況におかれています。また、貸し切りバスにつきましても総収入は減少の形になってございます。

これらの厳しい状況の中ではございますが、老朽化したバスの車両を2両更新しまして、安全運転のために整備をいたしておるところでございます。

運送事業につきましては、一般乗り合いが8万4,898人で、前年に比べて約4,200人の減、一般貸し切りが2万5,816人で、前年よりは342人の増になってございます。収益的に見ますと総収益が1億1,260万6,000円、前年に比べまして67万3,000円の増、費用が1億1,220万3,000円、当年度純利益としては40万3,000円という形でございます。

詳細につきましては企業課長から申し上げますが、バス路線につきましても安全・安心なサービスを提供しながら事業を進めていこうというふうに考えてございます。

○議長（小澤一美君） 企業課長。

○企業課長（沖山 昇君） それでは、水道と同じく決算審査資料、縦長の資料の2ページをお願いいたします。

平成25年度の決算額と増減額を中心に説明させていただきます。

収益的収入及び支出。

収益的収入。乗り合い収入ですが1,285万1,000円、47万4,000円の減でございます。これにつきましては、東京都のシルバーパス運賃補助の1,000万ほどが含まれております。コミュニティバス収入77万5,000円、7万4,000円の増。貸切収入4,038万8,000円、590万8,000円の減。雑収益72万2,000円、7万4,000円の減。これは東京都シルバーパスの事務手数料でございます。一般会計補助金5,700万、700万円の増。都補助金10万9,000円、9,000円の減。特別利益76万1,000円、6万4,000円の増。

収益的収入合計1億1,260万6,000円、67万3,000円の増でございます。

続きまして、収益的支出。人件費でございます。7,994万7,000円。271万4,000円の増。こちらは管理者3カ月分と職員11人分の給料でございますが、24年度につきましては管理者の分が少なかったというところでございます。物件費2,128万1,000円、444万3,000円の減。減価償却費654万7,000円、52万2,000円の減。支払利息3万9,000円、1万2,000円の減。雑支出172万円、165万7,000円の増でございます。特別損失266万9,000円、232万2,000円の増。

収益的支出合計1億1,220万3,000円、171万6,000円の増でございます。

経常損益231万1,000円、121万5,000円の増。当年度純損益40万3,000円、104万3,000円の減。当年度未処理分利益剰余金269万7,000円、40万3,000円の増。

続きまして、資本的収入及び支出です。

資本的収入。企業債3,800万。都補助金140万7,000円。これにつきましては東京都の物件移転補償費ということで、檜立の温泉バス停の補償費ということでございます。

資本的収入合計3,940万7,000円。

続きまして、資本的支出。建物整備費69万8,000円。こちらは先ほど申し上げましたが収入にありましたが、樫立温泉バス停の改修の分でございます。固定資産購入費4,164万1,000円、こちらは貸し切り大型バス2両等の購入費でございます。退職給与金532万5,000円。企業債償還金320万。

資本的支出合計5,086万4,000円でございます。

続きまして、未収金の分でございますが、同じ資料の9ページをごらんください。

25年度末、3月末現在での未収金は566万4,000円でございますが、6月末現在でこれは0円となっております。

以上で、バスの一般旅客自動車運送事業会計の報告を終わります。説明を終わります。

よろしく申し上げます。

○議長（小澤一美君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

10番、奥山博文君。

○10番（奥山博文君） 管理者のほうから、安心・安全な運行に努めるという言葉がありましたけれども、テレビで高速バスが主なんだけれども、バスの事故の問題が結構取り沙汰されているんですね。

それで、過去にどれぐらいバスの運転手の皆さん方の健康診断というのは、どれぐらい行われているのか。1年間に何回とか、そういうのがあるのかどうか、ちょっと教えてください。

○議長（小澤一美君） 企業課長。

○企業課長（沖山 昇君） 運転手におきましても町の職員でございますので、ほかの私どもと同じ健康診断等を受けるように都合をつけられるものはつけてということで、受けるような形を、体制はとっております。

○議長（小澤一美君） 10番、奥山博文君。

（企業課長「失礼しました。回数を、すみません、申し上げていませんでした」の声あり）

○議長（小澤一美君） 企業課長。

○企業課長（沖山 昇君） 共済組合のものが1回、それから町の病院で行うものが1回と、年2回ということでございます。

○議長（小澤一美君） 奥山博文君。

○10番（奥山博文君） その共済組合とかそういうの、全職員が全部受けていると思いますか。受けていますか、100%。そうじゃないと思うんで、まず副町長あたりは受けていない。ね、受けていないでしょう。健康診断なんてまず受けないよね。

だから、バスの運転手さんというのは特別に、強制的と言っちゃおかしいけれども、受けなさいと、そういう体制をとってもらいたい。多分自分で危ないなと思う人は受けていないですよ。そういう人間こそ、あの職員も。

ぜひとも町長ね、職員も全員受けさせるようにしてくださいよ、僕も努力しますので、よろしくお願いします。

ぜひとも強制的に運転手さんに限っては年2回とか、それでちゃんとやってもらわないと何かあったとき責任追及されるので、ぜひともやってもらいたいと思います。要望です。

○議長（小澤一美君） ほかに。

5番、水野佳子君。

○5番（水野佳子君） 路線バスのことについて伺いますけれども、前回の議会で私が底土港に接岸する、お客様が見える港に路線バスが通らないのはなぜかというような質問をさせていただいたんですけれども、午前中の博文議員の要望というか質問の中に、底土回りにしてしまうと神湊の利用している住民の方、特に高齢者の方が、バス停が遠くなったり、夏の間だけでも底土回りになると足に、病院に来るなりバスを使うということにすごく不便を感じるということで、先ほど博文議員からもありましたけれども、やはりいろいろ思いますに、観光の島として船が着くところに路線バスというか、市内へ、市街地へ、役場とか観光協会に来る足がないというのはやっぱり不親切だろうなというふうに思います。

それで、住民の足を確保するのか、観光客、観光に来てくださったお客様に足を確保するのかというのは、ちょっと課題があれなのかもしれませんけれども、前回に課長は毎年夏の間だけ底土回ってのバスということで、データをとってどれぐらいの利用客があるかによって、今後底土港にバス停をつくるのかどうかというようなことで検討するというところで、回答でありましたけれども、今後やはり夏の季節が終われば底土回りはなくなる、中止とか、なくなるのかもしれませんが、今後のことについて、その底土港に路線バスを回すというか、そういうことの考えはないでしょうか。

例えば、朝8時から夕方5時までということではなくて、私は、いろんな事情もあるので、船が着く時間、大体10時前後ぐらい1便か2便、底土経由にしてもらえると、お客様に、観光客に利用してもらえるのではないかと思いますのですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（小澤一美君） 企業課長。

○企業課長（沖山 昇君） ことし7月21日から先月8月31日まで、底土回りということで実施をいたしました。一応まだ申しわけないんですけれども、集計をさせていただいている最中ございまして、それを踏まえて、それからあとは住民の方の利用、こちらのほうも私どもはやはり調べて、それとあとは船の入港の時間帯、こちらのほうもその日によって変わる場合もございまして、そちらのほうも踏まえた上で考えをしていきたいなというふうには考えておりますが、今こちらの、今現在走るような方向で検討させていただくというのはちょっとまだ、資料を集めてから考えたいというふうに思っております。

○議長（小澤一美君） 5番、水野佳子君。

○5番（水野佳子君） ぜひ検討していただきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

○議長（小澤一美君） ほかに。

（「なし」の声あり）

○議長（小澤一美君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小澤一美君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案認定にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小澤一美君） ご異議ないものと認め、日程第12、認定第2号 平成25年度八丈町一般旅客自動車運送事業会計決算認定は原案どおり認定いたしました。

◎認定第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小澤一美君） 続いて、日程第13、認定第3号 平成25年度八丈町病院事業会計決算認定を上程いたします。

お諮りします。

決算認定に付された監査委員の意見書については、朗読を省略してよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○議長（小澤一美君） それでは、説明、企業課長。

○企業課長（沖山 昇君） 続きまして、書類番号7の3枚目になります。

認定第3号 平成25年度八丈町病院事業会計決算認定について。

平成26年9月3日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。地方公営企業法第30条第4項の規定により、平成25年度八丈町病院事業会計決算を監査委員の意見をつけて、認定に付します。

○議長（小澤一美君） 公営企業管理者。

○公営企業管理者（關村三男君） それでは、町立病院の関係につきまして一言ご報告いたします。

当病院は、離島における医療確保のための中核病院という指定の役割、また、うちの病院は内科、外科、小児科、産婦人科のほかに12の臨時診療科を実施しまして、その病院の役割を十分に果たしているというふうに考えてございます。

また、離島における産婦人科がない病院等から考えた場合にも、小児科と産婦人科は誇れる機関かなというふうに考えてございます。

25年度につきましては、医療情報システム等を整備しまして、医療サービスの充実を努めてございます。

また、院外処方等につきましても実施を始めてございます。

繰入金につきましては非常に心苦しい話なのですが、一般会計から莫大な繰入金をいただきまして、それでも今回は収益から費用を引いた金額、損失として2,648万4,000円を計上してございます。一応医療機関、先生方は今現在充足しているんですが、そのほかの医療従事者が非常に少なくなっているという状況で、病院運営を危うくしているかなというふうに考えてございますが、ありとあらゆる手段で職員を採用するような方向で努めてまいりたいというふうに考えてございます。

詳細につきましては、企業課長より申し上げます。

○議長（小澤一美君） 企業課長。

○企業課長（沖山 昇君） それでは、同じく決算審査資料の3ページをお願いいたします。

平成25年度の決算額と増減額を中心に説明させていただきます。

収益的収入及び支出。

収益的収入でございますが、入院収益2億5,192万4,000円、484万8,000円の減。外来収益7億2,396万9,000円、9,048万8,000円の減。その他医業収益3,799万円、38万2,000円の減。都補助金1億4,829万円、237万3,000円の減。一般会計負担金5,860万5,000円、26万4,000円

の減。一般会計補助金 2 億3,125万3,000円、5,720万3,000円の増。他会計補助金32万4,000円、3万7,000円の減。こちらは他会計、国民健康保険事業からのものがございます。患者外給食収益165万6,000円、21万7,000円の増。その他医業外収益1,510万8,000円、62万6,000円の減。特別利益57万3,000円、99万5,000円の減。

収益的収入合計14億6,969万2,000円、4,259万3,000円の減。

続きまして、収益的支出。人件費でございます。職員分です。4億4,787万9,000円、2,077万円の増。管理者6カ月分と職員分、あと外科医の給料等でございます。人件費、医師分です。5,650万9,000円、876万9,000円の減。材料費4億7,374万9,000円、4,784万1,000円の減。経費3億4,191万8,000円、707万9,000円の増。減価償却費8,089万8,000円、1,300万2,000円の増でございます。研究研修費414万円、54万9,000円の増。支払利息3,803万1,000円、252万9,000円の減。こちらは企業債の利息等でございます。繰延勘定償却977万3,000円、72万3,000円の増。退職給与金などがございます。雑支出4,270万9,000円、134万8,000円の増。特別損失57万円、99万8,000円の減。

収益的支出合計14億9,617万6,000円、1,666万6,000円の減。

経常損益2,648万7,000円、2,593万円の減。当年度純損益2,648万4,000円、2,592万7,000円の減。当年度未処理分利益剰余金2,648万4,000円、2,648万4,000円の減でございます。

続きまして、資本的収入及び支出です。

資本的収入。企業債1億80万円。財政融資の分でございます。一般会計負担金7,212万8,000円。都補助金3,712万1,000円。他会計補助金4,262万5,000円。これは医療機器整備費補助でございます。それから、寄附金2万円。これは個人の方からの寄附がございました。

資本的収入合計2億5,269万4,000円。

続きまして、資本的支出。建物整備費1,305万2,000円。防災センター、中央材料室等のエアコン工事、交換工事、それから透析の水処理装置格納庫等の工事でございます。固定資産購入費1億6,231万6,000円。医療情報システム等でございます。退職給与金387万8,000円。企業債償還金1億4,268万7,000円。

資本的支出合計3億2,193万3,000円でございます。

続きまして、未収金の関係でございますが、同じ資料の一番最後のページ、10ページをお願いいたします。

平成25年度3月末現在の未収金でございますが、2億3,178万3,000円でございますが、7月末現在の額といたしましては10万6,000円となっております。

合計で39万2,000円の未収額ということになってございます。

以上で説明を終わります。

よろしく申し上げます。

○議長（小澤一美君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

○議長（小澤一美君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小澤一美君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案認定にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小澤一美君） ご異議ないものと認め、日程第13、認定第3号 平成25年度八丈町病院事業会計決算認定は原案どおり認定いたしました。

◎発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小澤一美君） 続いて、日程第14、発議第2号 憲法解釈の変更による集団的自衛権の行使容認の閣議決定に反対し、撤回することを求める意見書を上程いたします。

提出者、菊池睦男君、ご登壇願います。

（7番 菊池睦男君 登壇）

○7番（菊池睦男君） お疲れさま、ご苦労さまです。

発議第2号、提案する前に皆さんに資料でお配りしましたが、これは赤旗に載った記事でございます。これは、第二回定例会直後は全国でも140自治体ぐらいの反対が出ていたんですが、その後も7月1日に閣議決定の後増え続けまして、現在で190議会の地方自治体の議会の反対が決議されております。そしてまた、状況としてはこの第三定例会に向けて非常にまた増えてくるだろうという見通しがされております。

では、案文を朗読して提案に代えたいと思います。

発議第2号 憲法解釈の変更による集団的自衛権の行使容認の閣議決定に反対し、撤回す

ることを求める意見書。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出する。

平成26年9月3日、提出者、八丈町議会議員、菊池睦男。

賛成者、八丈町議会議員、岩崎由美、廣江 才、奥山幸子。

八丈町議会議長、小澤一美殿。

説明。標記の件に関して、地方自治法第99条の規定により意見書を提出しようとするものである。

憲法解釈の変更による集団的自衛権の行使容認の閣議決定に反対し、撤回することを求める意見書。

安倍内閣は、7月1日に集団的自衛権の行使容認を憲法解釈の変更で行うことを閣議決定しました。集団的自衛権とは、政府解釈によると「自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力をもって阻止する権利」とされています。

これまで、政府は、憲法第9条のもとにおいて許容されている自衛権の行使は、我が国を防衛するため必要最小限の範囲にとどまるべきものであると解しており、集団的自衛権を行使することは、その範囲を超えるものであり、憲法上許されないとしてきました。

ところが、安倍首相は、8月4日の参議院予算委員会で、この政府解釈を変更し、日本が武力攻撃を受けなくても海外で武力行使を可能にするかどうかという点について、「言葉についてはそういう定義だ」とし、海外で戦争できる国にする意図が明らかになりました。

従来の憲法解釈を180度覆しているのは、誰の目にも明らかです。

自国が直接攻撃されていない場合には集団的自衛権の行使は許されないとする憲法理念は、憲法尊重擁護の義務を課せられている国務大臣や国会議員によってみだりに変更されるべきではありません。集団的自衛権の行使は、憲法前文、憲法第9条に反するものであり、憲法の基本原理である恒久平和主義を後退させ、全ての基本的人権の基盤となる平和的生存権の保障を損なうおそれがあります。

安倍首相は、閣議決定に「武力行使の三要件」があり、「集団的自衛権を行使する要件としては、世界で最も厳しい」と述べています。しかし、「新三要件」は、“歯止め・限定する”どころか、海外での無限定で何の歯止めにもならない武力行使に道を開くものであることが、さきの国会審議で浮き彫りになりました。すなわち、「明白な危険がある」ときに「武力行使が可能」とされていますが、時の内閣が主体的に判断すると明記されており、時

の政府の判断次第なのです。

戦争と武力抗争、そして暴力の応酬が絶えることがない今日の国際社会において、日本国民が全世界の国民とともに、恒久平和主義の日本国憲法に立脚し、平和に生きる権利（平和的生存権）の実現を目指す意義は極めて大きく、重要です。

「国連憲章に基づく平和の国際秩序」を目指し、軍事的手段や軍事的抑止力に依存した考えから脱却し、対話と信頼の醸成、平和的アプローチによる安全保障を迫るべきです。

よって、八丈町議会は、憲法解釈変更による集団的自衛権の行使容認に強く反対し、閣議決定を撤回することを求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものです。

平成26年9月3日、八丈町議会議長、小澤一美。

提出先、内閣総理大臣、防衛大臣殿。

以上でございます。

○議長（小澤一美君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

○議長（小澤一美君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小澤一美君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議あり」の声あり）

○議長（小澤一美君） ご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案の原案に賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小澤一美君） 起立少数です。

どうぞご着席ください。

よって、日程第14、発議第2号 憲法解釈の変更による集団的自衛権の行使容認の閣議決定に反対し、撤回することを求める意見書は否決されました。

◎議会運営委員会の閉会中の特定事件の調査活動について

○議長（小澤一美君） 続いて、日程第15、議会運営委員会の閉会中の特定事件の調査活動についてを上程いたします。

本件は、お手元に配付のとおり、議会運営委員会の特定事件の調査活動は、閉会中も活動できるものとしたしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小澤一美君） ご異議ないものと認め、日程第15、議会運営委員会の特定事件の調査活動は、閉会中も活動できるものと決定いたします。

◎閉議及び閉会の宣言

○議長（小澤一美君） 以上をもちまして、本定例会に付議された議案は全て終了いたしました。

会議規則第6条の規定により、本日で閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小澤一美君） ご異議ないものと認め、平成26年第三回八丈町議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

（午後 1時39分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成26年9月4日

議 長 小 澤 一 美

署 名 議 員 長 戸 路 義 郎

署 名 議 員 土 屋 博